

近世前期阿波国真言宗寺院における本末関係の形成

——五番札所・無尽山莊嚴院地蔵寺を中心に——

町田 哲

はじめに

近世阿波における本末関係の形成を論じた大石雅章氏は、阿波の真言宗寺院において、中央寺院との本末関係は優勢とはならず、むしろ地域有力寺院を中心に地域ごとの寺院組織が形成された点を指摘し、近世本末関係の普遍性について疑問を呈した⁽¹⁾。具体的には、表1にみえるように、寛政三年(一七九一)に高野山学侶集議中が作成した「古義真言宗本末帳」に登録された阿波国の古義真言宗寺院四四二ヶ寺のうち、その六割が「無本寺」とその末寺であったことを提示した。また、大覚寺末寺院の場合、大覚寺の末寺となっていく時期は、城下の持明院のみが寛永期以前で、寛永期三ヶ寺、寛文期二ヶ寺、延宝・貞享期が一九ヶ寺と、近世それも一七世紀後半から本末関係が段階的に形成され、それが全国的動向でもあった点を明らかにした⁽²⁾。こうして、一七世紀前半においては、阿波の古義真言宗寺院の大半が「無本寺」であり、その後、中央寺院の末寺化する寺院と、そのまま無本寺であり続ける寺院とが併存していった点を見通している。では、「無本寺」である寺院は、一七世紀に地域における本末関係(以下「地域的な本末関係」と略す)をどのように形成し、その関係にはいかなる特徴があったのだろうか。本稿では、阿波国古義真言宗で最大の末寺を抱えた無本寺である、板野郡矢武村(現徳島県板野郡板野町羅漢)の無尽山莊嚴院地蔵寺(四国八十八ヶ所霊場五番札所)を事例に、この点を解明することを目的としたい⁽³⁾。

ところで、近世仏教教団の構造を再検討を進めている朴澤直秀氏は、近世の仏

(キーワード: 近世、本末関係、真言宗、阿波国、法流)

表1 寛政3年(1791)段階の阿波国古義真言宗寺院

| 本末関係 | 寺数 | 末寺 | 寺家 | 門下 | 支配 | 合計(%) |
|-----------|-----|------|-----|----|----|------------|
| 無本寺 | 63 | 175* | 21* | 4 | 3 | 266(60.2) |
| 仁和寺末 | 25 | 27 | - | - | - | 52(11.8) |
| 大覚寺末 | 50 | 60 | - | - | - | 110(24.9) |
| 醍醐寺三宝院末 | 1 | - | - | - | - | 1(0.2) |
| 高野山末 | 1 | - | - | - | - | 1(0.2) |
| 讃岐丸亀領地蔵院末 | 10 | - | 2 | - | - | 12(2.7) |
| 合計 | 150 | 262 | 23 | 4 | 3 | 442(100.0) |

典拠: 寛政3年(1791)11月「阿波国古義真言宗本末帳」(寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成 上』雄山閣出版、1999年)

*廃絶寺院・廃絶寺家を除く

教教団の組織と構造を理解する際、①狭義の寺院本末関係、②教団行政の支配系統、③教学や修行に関する支配系統・統属関係、④寺格や僧侶の格に関する支配系統といった複数の社会的諸関係を総体として捉える必要性を提起している⁽⁴⁾。この指摘は、従来の近世仏教史のような権力による把握に留まらず、諸宗教者の集団化・組織化の動向を含めて国家権力と宗教との関係を考察した高埜利彦氏の研究⁽⁵⁾をふまえたものである。朴澤氏はこの視点を敷衍し、①～④の関係を丁寧に見ること、幕府などによる宗教統制によって、寺院・僧侶の場合、他の宗教組織よりも早期かつ強固に編成されたという歴史像を相対化し、仏教教団の動態的な変化や類型を含めた構造的把握を目指している。「無本寺」における(地域的な本末関係)①を検討する際にも、可能な限り、こうした諸関係に視野を広げる必要がある⁽⁶⁾。本稿

ではそのすべてを検討することはできないが、狭義の本末関係と法流(③)との関係や、藩権力との関わりを中心に考察を深めたい。

地蔵寺文書については、古くは東京大学史料編纂所が一部の古文書調査を実施したが(7)、その大半はほとんど手つかずの状態で見直されてきた。二〇〇九年に徳島県教育委員会と鳴門教育大学日本史研究室が合同で調査を開始し、二〇一五・一六年には第二次調査を実施した。その成果は調査報告書(8)として刊行されている(全二七八五点)。本文書群には、阿波国では稀有な、近世初頭の新史料が多数含まれており、近世初頭から前期にかけて無本寺における(地域的な本末関係)の形成と展開を探究することが可能である(9)。

一、地蔵寺と本末関係

(1) 無尽山莊嚴院地蔵寺

本章では、地蔵寺の概要とその中での本末関係の基本的な特徴を確認したい。中世の地蔵寺は、遅くとも一五世紀には高野山正智院との関係を持ちながら、複数の子院や、学問所である談議所を持つ、板野郡における有力寺院の一つであった(10)。蜂須賀家の阿波入国後の天正一七年(一五八九)に地蔵寺のある矢武村では検地が実施され、地蔵寺が名負人となっている土地として、田島三町一反余・高二一石余が打ち出されている(11)。一七世紀に入ると、慶長一五年(一六一〇)に初代藩主蜂須賀至鎮(よしかげ)によって、屋敷廻六石が地蔵寺に与えられ、寺内下人については諸役免除が認可されている(12)。この高六石の寺領は、領内の寺院の中で必ずしも多いわけではないが、地蔵寺が近世初頭より徳島藩の庇護を受けた寺院の一つであったことは確実である。

一七世紀半ばに四国八十八ヶ所巡礼を行った智積院の学僧澄禪(ちよせん)は、その「四国辺路日記」(一六五三年)(13)の中で、地蔵寺について「阿州半国ノ法燈ナリ、昔八門中ニ三千坊在リ、今モ七十余ヶ寺在ル也」と記している。かつて門中として三〇〇〇坊があったというのは誇張であろうが(14)、末寺を七〇ヶ寺程抱える、阿波北部では随一の寺院であり、阿波の札所の三分の一が荒廃する中で、「寺領ハ少分ナレドモ天性ノ福力ニテ自由ノ体ナリ」と述べている。また、貞享四年(一六八七)に大坂の道心者・真念が刊行した『四国辺路道指南』は、札所番号と札所寺院との関係が確認できるもっとも早い著作として知られているが、その中で地蔵寺は「五番札所」に位置づけられている(15)。なお、地蔵寺には檀家は存在しなかった(16)。

(2) 一八世紀前半の本末関係

では、地蔵寺はどの程度の末寺を抱えていたのだろうか。ここでは(地域的な本末関係)の完成形態として、一八世紀前半の実態を確認しておきたい。寺社奉行からの指示をうけ、享保八年(一七二三)に諸宗本寺から諸寺院に対し十二条からなる掟書が出された際、高野山も真言各寺院に触れている(17)。その内容は、①古来寺法の遵守、②国法の遵守、③御影供・諸法会の勤仕、④法縁相続、⑤衣鉢の分限遵守、⑥入院・得度・灌頂・法会時の饗応節候、⑦堂舎修復の奨励、⑧不行跡僧の住職就任禁止、⑨本寺・末寺間の憐愍・崇敬、⑩本寺の許可なき他山移住・兼帯の禁止、⑪博奕禁止、⑫寺内への女人止宿等禁止であった。地蔵寺は、これを「従諸本寺、御末寺中へ御触之写」として末寺四五ヶ寺に廻達し、各寺院に連印・連署をさせた上で地蔵寺に提出させている。

また、表2は寛政三年(一七九一)一月の「古義真言宗寺院本末帳」をもとに、地蔵寺の末寺四五ヶ寺を一覧にしたものである。その中には、四国八十八ヶ所霊場の札所である一番札所霊山寺・二番極楽寺・三番金泉寺・瑞蓮寺(現六番安楽寺)・八番熊合寺や、長谷寺・瑞蓮寺といった徳島藩の駅路寺(18)も含まれている。地蔵寺は、こうした広範な諸寺院を、末寺として従えていたのである。

その分布を示したのが図1である。地蔵寺の末寺は、板野郡全域に広がり、一部は名東郡・名西郡・阿波郡にも及んでいる。これとは対蹠的に、東林院(無本寺)の末寺や、瑞川院(大覚寺末)の末寺は、ある程度地域的なまとまりをもって小規模に展開している。あたかも東林院末・瑞川院末を除く板野郡内の古義真言宗寺院の大半を、地蔵寺が末寺として抱えているかのような様相を帯びていた。

(3) 門首と門下

こうした本寺と末寺との関係には、どのような特徴があったのだろうか。年末詳ながら一七世紀半ばから後半のもの推定される「覚」から探ってみよう。

【史料一】[E25-67]

覚

- 一、門首・門下之為法例事、門下之弟子共加行仕節ハ、其門首え断申、依之
- 法流令伝受候、程遠御座候へは、則切紙相添、其所にて成就仕申候事
- 一、門下中且那死去仕刻、門首参候へハ自元馬幕門首へ上ヶ申候、門首不参
- 時ハ所之出家仕、其後且那召連門首へ馬幕致持参、礼を申候事
- 一、門下之出家年頭之義、日限定、門首へ礼申候
- 一、門下之住持替候節ハ、門首方申付候、且那方肝煎候節ハ門首へ断申、其

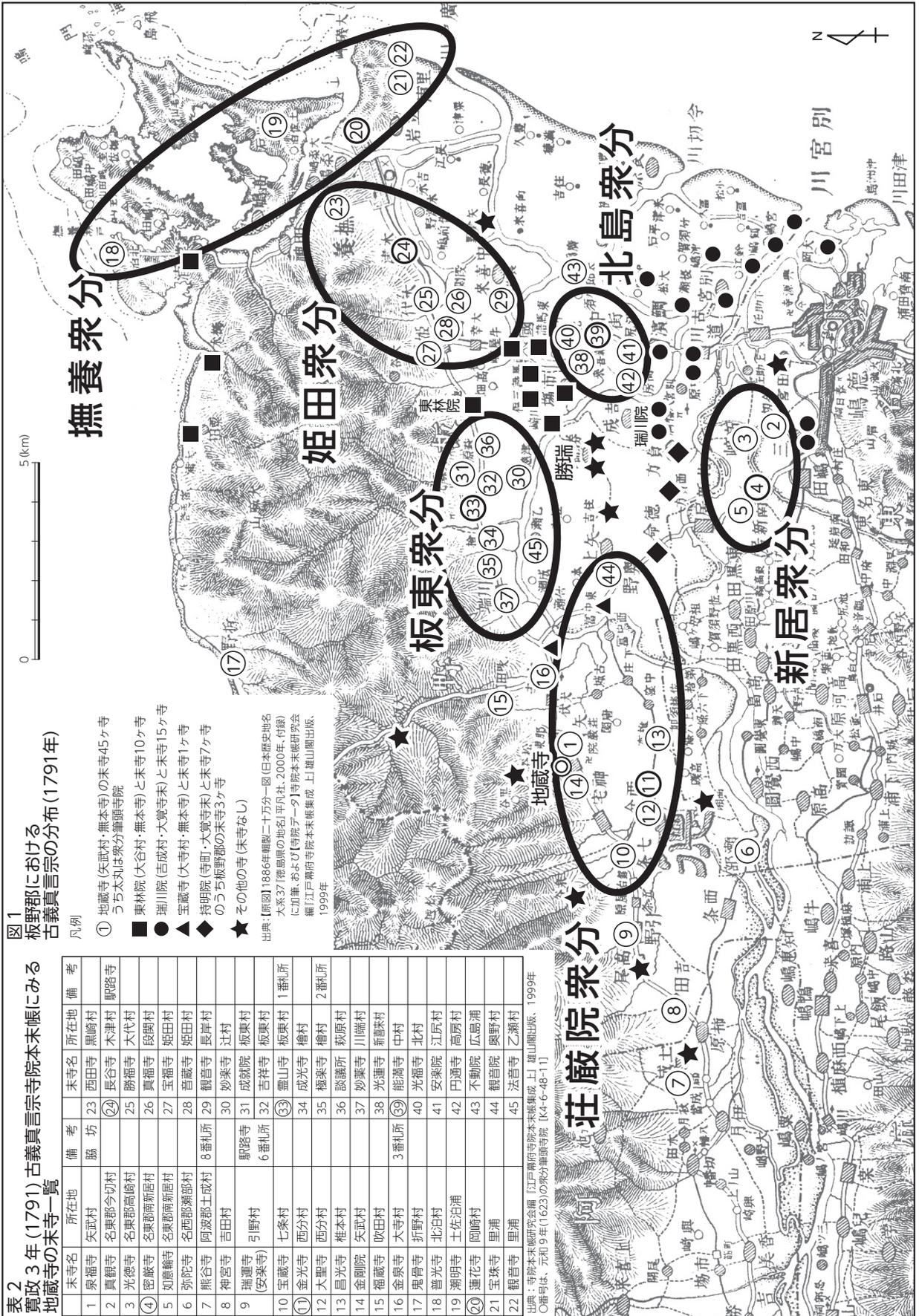
表2 寛政3年(1791)古義真言宗寺院本末帳にみる地蔵寺の末寺一覽

| 末寺名 | 所在地 | 備考 | 末寺名 | 所在地 | 備考 |
|----------------|--------|------|--------|------|------|
| 1 泉福寺 | 矢武村 | | 23 西田寺 | 黒崎村 | 駅路寺 |
| 2 眞観寺 | 名東郡今切村 | ②④ | 24 成台寺 | 木津村 | |
| 3 光徳寺 | 名東郡高崎村 | | 25 勝福寺 | 大代村 | |
| ④ 密蔵寺 | 名東郡新居村 | 26 | 眞福寺 | 段岡村 | |
| 5 如意輪寺 | 名東郡新高村 | 27 | 宝福寺 | 姫田村 | |
| 6 弥陀寺 | 名西郡瀬部村 | 28 | 音蔵寺 | 姫田村 | |
| 7 熊谷寺 | 阿波郡土成村 | 8番札所 | 29 観音寺 | 長岸村 | |
| 8 神宮寺 | 吉田村 | | 30 妙楽寺 | 辻村 | |
| 9 瑞蓮寺 (安楽寺) | 引野村 | 駅路寺 | 31 成就院 | 板東村 | |
| | | 6番札所 | 32 吉祥寺 | 板東村 | |
| 10 宝蔵寺 | 七条村 | ③ | ③ 靈山寺 | 板東村 | 1番札所 |
| ⑪ 金光寺 | 西分村 | 34 | 成光寺 | 檜村 | 2番札所 |
| 12 大聖寺 | 西分村 | 35 | 經楽寺 | 檜村 | |
| 13 昌光寺 | 椎本村 | 36 | 談議所 | 萩原村 | |
| 14 金剛院 | 矢武村 | 37 | 妙聖寺 | 川端村 | |
| 15 福蔵寺 | 吹田村 | | 38 光蓮寺 | 新富菜村 | |
| 16 金泉寺 | 大寺村 | 3番札所 | ⑨ 能満寺 | 中村 | |
| 17 兜骨寺 | 折野村 | | 40 光福寺 | 北村 | |
| 18 普光寺 | 土佐泊村 | 41 | 安楽院 | 江尻村 | |
| 19 満明寺 | 土佐泊村 | 42 | 円通寺 | 高房村 | |
| ⑳ 蓮花寺 | 西崎村 | 43 | 不動院 | 瓜高浦 | |
| 21 宝珠寺 | 里浦 | 44 | 観音院 | 奥野村 | |
| 22 観音寺 | 里浦 | 45 | 法昌寺 | 乙瀬村 | |

出典：寺跡本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上、建山閣出版、1999年
 ○番号は、元和9年(1623)の聚分事頭寺院 [K4-6-48-11]

図1 板野郡における古義真言宗の分布(1791年)

- 凡例
- ① 地藏寺(矢武村・無本寺)の末寺45ヶ寺のうち太丸は聚分事頭寺院
 - 東林院(大谷村・無本寺)と末寺10ヶ寺
 - 瑞川院(吉成村・大覚寺末)と末寺15ヶ寺
 - ▲ 宝蔵寺(大寺村・無本寺)と末寺1ヶ寺
 - ◆ 持明院(寺野・大覚寺末)と末寺7ヶ寺のうち板野郡の末寺3ヶ寺
 - ★ その他の寺(末寺なし)
- 出典：(原図)1886年撮影二十万分一図(日本歴史地名大系37「徳島県の地名」平凡社、2000年、付録)に加工、および『寺跡アンケート』寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上、建山閣出版、1999年



上二而住持を居置申候

一、社頭棟之札、小宮などにて、所出家者人罷出申時ハ、所之出家調申候、
二三人共罷出候節ハ門首調申候

一、諷經之義ハ、門首方門下召連罷出候

史料1からは、門首と門下との「法例」を確認できる。第一に、門下の弟子が加行する際には、門首の許可が必要であった。門下（末寺）の弟子僧が加行（阿闍梨となる伝法灌頂の前に行われる四種の修行）を実施する場合には、（門下より）門首に報告した上で、法流を伝授させることが求められている。法流の伝授が、門首と門下の関係において最も基幹的な内容であったことがうかがえよう。第二に、門下の檀家の葬儀に際しては、門下が門首に馬幕を提出する必要があった。馬幕とは、葬儀をした際に導師に供する礼物で、後述する「引馬」や「幕」、あるいは「法物」と呼ばれるものに相当する。具体的には、門下の檀家が死去した際、門首がその葬儀に参加する場合は、馬幕を（門下から）門首に提出すること、門首が葬儀に行かない場合は、葬儀はその地の出家（門下）が行い、後で旦那を連れて門首に馬幕を持参して礼をすることが求められている。つまり、門下の檀家からの馬幕徴収権とでも呼ぶべき権利を、門首側が持っていたのである。第三に、門下の出家は指定された日に、門首に対し年頭礼をする必要があったこと、第四に、門下の住持指名は門首の裁量であったことが指摘できる。門下の住持が交替する際は、門首が指名する。（門下の）旦那より相談があった場合には（門下から）門首に報告し、必ず門首が許可する形で住持を置くことである。檀那側の意向に配慮しつつも、門首が末寺の後住決定権を有していたのである。第五は、神社の棟札については、小宮で地元の家が導師となる場合にはその出家が作成するが、二三人で実施する場合には門首が作成する、とある。複数の寺が関わる規模の大きな遷宮の導師には、門首が中心となることがうかがえよう。六条目には、徳島城内で実施される諷經においては、門首が門下を召し連れて参加することある。藩との関わりにおいても門首の優位性が確保されているのである¹⁹⁾。

以上からは、一つには、法流伝授を根柢としながら、門首は、門下の檀家からの馬幕徴収権や、末寺の後住決定権という特権を有し、年頭礼や諷經において門首―門下という上下関係を明確化させながら、門下を支配していた点が注目される。今一つは、こうした僧侶個人間の法流の伝授を基礎とする門首―門下の関係が、同時に本寺―末寺という寺院間組織の関係と一体的であった点が特筆されよう。地蔵寺とその末寺の、〈地域的な本末関係〉には、門首―門下関係が即目的に内包されていたのである。

二、一七世紀初頭の門首―門下争論

では、こうした特徴を持つ地蔵寺とその末寺との本末関係は、どのように確立したのであるか。本章では、元和・慶長期の二つの争論をもとに考察したい。なお、「本寺」「末寺」という用語は、当該期から寛文期にかけては、一切登場しない。一方、ほぼ同時期に相当する慶長一四年（一六〇九）八月に出された「関東真言宗古義諸法度」、同一八年五月「関東新義真言宗法度」、および元和元年（一六一五）七月「真言宗法度」では既に、「本寺」「末寺」の用語を用いながら、末寺に対する本寺の優越権を示す条目が提示されている。にも関わらず地蔵寺の場合、寛文期までは「本寺」「末寺」といった表記は使用されていない。では、当該地域において「本寺」「末寺」の用語定着以前のいわば「原・本末関係」とは、どのような特徴をもっていたのだろうか。

（一）慶長一八一―一八九年（一六一三―一四）大聖寺との争論

まずは地蔵寺と大聖寺との争論である。大聖寺が存在した名西郡高磯村（現板野郡上板町高磯）は、地蔵寺から約三キロメートル南に位置する吉野川左岸の村である²⁰⁾。高磯村は水害多発地域であり、大聖寺も寛永二〇年（一六四三）には北隣の板野郡西分村に移転したと伝えられている。次に掲げる史料3は、前欠ながら、慶長一八年（一六一三）一月に地蔵寺が大聖寺の非法を藩側役人に訴えた文書の控で、当時の住持宥全の書判が確認できる。史料2は逆に後欠で後年の写と考えられるが、四・五条目が史料3とはほぼ同文であることから、ここでは史料2と3を五ヶ条から成り立つ一連の文書として理解しておきたい。

【史料2】[K4-21-17③] [K4-21-17④]の案文カ)

謹言上

高磯村太聖寺私勤仕

条々

- 一、太聖寺、地蔵寺之數代之門中、別而弟子分事
- 一、聖家々法度、初心行体之事
- 一、四度と申者ヲ仕付而、院家え以前二案内申、伝授申者、四度二許、其後致護摩ヲ候、然処私之勤行仕申無学故也、爰以余宗智・真言之宗法度、血脉相承申事第一候、其以互由緒相定事、加様之次第不被存は仏法外道之隨一候

一、佐藤須賀村宝福寺且那分死去仕ヲ、大聖寺取置仕、引馬其外施物致中盜候、其古も加様之法物院家へ上、修理興隆之致助成候、其道理をも不弁、自由之働仕事、出家僻申候歟

一、すな木村ニても加様之義仕候、彼大聖寺自分之(以下欠)

【史料3】[IK4-21-17⁽¹⁴⁾]

(前欠)

を以仏法外道之随一候

一、佐藤須賀村宝福寺且那分死去仕ヲ、大聖寺取置仕、引馬其外施物致中盜候、其古へより加様之法物院家へ上、修理興隆之致助成候、其道理をも不弁自由之働仕事、出家之僻事候歟

一、すな木村ニても加様之儀仕候、彼大聖寺自分之且那百余致所持、毎日請施財、送数日、剩代ニ一度之儀をも致忒ニ、院家へ不相届儀多之御座候、其外御尋候は可申上候

慶長十八年霜月六日

板西地蔵寺

宥全(花押)

市原左近右衛門殿

一条目では大聖寺が数代にわたって地蔵寺の「門中」(門下)でかつ弟子であることを述べる。二条目は難解であるが、一条目との関わりで、修行の初心を忘れることが無いようにすべきとの主張であろうか。三条目以下の箇条が、大聖寺による「私勤仕」の具体的内容である。

その一つが地蔵寺(「院家」)に断りなく四度加行を行った点である。三条目によれば、(門下がその)弟子に四度加行を行う場合には、事前に地蔵寺に報告した上で伝授し、その後に護摩を焚くことが通例であるが、今回大聖寺は報告を怠り勝手に行ったことが問題視されている。本来、真言以外の智と、真言宗の法度の両方が、「血脈相承」の上で最も重要であること、にもかかわらず大聖寺がそれを理解せずに勝手な振舞いを行ったことは、「無学」故の「私之勤行」であり、かつ「仏法外道」の振る舞いであると厳しく糾弾するのである。四度加行による血脈相承のためには、他宗の智と真言宗法度の両方が必要であること、つまり法流の伝授が「門中」寺院に対する地蔵寺の優位性の源泉であったことがうかがえよう。

今一つは、檀家が死去した際の「引馬」等の施物を、大聖寺が地蔵寺に提出することなく横領した点である。大聖寺は、高磯村から一・五キロメートル東にある佐藤須賀村の宝福寺⁽²¹⁾檀家が死去した際、独自に葬儀を行い、地蔵寺に上

納すべき引馬やその他の施物を提出せずに横領し(四条目)、砂木村でも同様の所業をなしたという(五条目)。あわせて大聖寺は自身で檀家を一〇〇軒余も有して日常的に施財をうけ暮らしているのに、一生に一度の葬儀での引馬を横領し、地蔵寺に上納してこないことを非難している(五条目)。

ここで注目されるのは「引馬」である。日葡辞書によれば、引馬とは、葬式の際に坊主に提供するために引いて行く馬を指すが⁽²²⁾、ここでは転じて、葬儀時に導師の僧侶に檀家が納める施物を意味すると考えられる。地蔵寺の主張によれば、引馬等の法物とは、以前から「院家」に上納され、地蔵寺の修理・興隆の助成としてきたものであるという(四条目)。末寺の檀家が死去した場合に、その引馬は(末寺のものではなく)本寺のもの、という慣例が存在していた点が注目されよう。その上で注意したいのは、この一件で大聖寺が自らの檀家分のみならず、周辺寺院の檀家引馬分をも取り込んでいた点である。大聖寺は周辺寺院をあたたかも自らの末寺であるかのように捉え、そこから引馬を徴収しようとしたのではあるまいか。しかし、かかる大聖寺の振る舞いは、大聖寺も宝福寺を直接の末寺として捉える地蔵寺にとっては、道理をわきまえない「私勤仕」の一つとなる。こうした本末関係をめぐる認識の相違が、引馬の扱いを契機に、両者の対立を生み出したのである。

この地蔵寺・大聖寺の一件が取り上げられる中、地蔵寺の先代住職宥信は、同年一月に次のように証言している。

【史料4】[IK4-21-17⁽¹⁵⁾](宥信は宥義(慶長三年没)の後住、宥全の前代)

我等大方覚事

院家先師宥法印今迄五代、我等存候^(大聖寺)大正寺、莊嚴院弟子分、別而門中相替年頭も元日致出仕、自余相紛事候へハ、法度をも申仁候、結句自分不相届義候、今度新發意護摩傳受^(授)、院家え佗言申可然と情々肝煎候へ共、同心不申、私仕候且那分之義も我等札存候、我等罷出申度候へ共、老足義二候間、如件

霜月廿一日

法印 宥信(花押)

地蔵寺先師宥法印⁽²³⁾から五代にわたり大聖寺が莊嚴院の弟子であったこと、とくに地蔵寺の門中は、毎年地蔵寺に出仕して年頭札をしてきたこと、門中に問題が発生すれば地蔵寺が門中に法度を下す立場にあったことを述べた上で、今回は大聖寺に不行届があり、(大聖寺による)新發意(出家)への勝手な護摩傳授については、地蔵寺に詫びるべき旨を大聖寺側に論じたが、聞き入れなかったとしている。

地蔵寺から藩側に訴えたこの一件は、その後、藩命により、徳島城下・寺町の

持明院が仲裁することになった。一二月には、持明院から次のような判断が示され、藩側に上申された。

【史料5】[E25-109-31]

大方「承候」事

一、大聖寺新発意行法之事、従先規相「一、然処二大聖寺、法度を被背候間、新発意伝受と申ものを地蔵寺へ受させ可申と存候、是は仕付まで二候、國中にも此例多御座候

一、檀那分引馬等之事は、地蔵寺へ被引候て尤二候、是ハ吾々才覚仕候、色まで二候

一、地蔵寺は、大聖寺衆又旦那を可預由被申候へとも、五日十日斗被致仕付候而可然と存候、何も両寺之存分有増承候俣、如此候

慶長十八 極月十日

持明院 良(花押)

市原 左近衛門殿

村田 勝左衛門殿

一条目は、大聖寺がおこなった新発意への行法伝授についてである。以前より末寺独自の新発意への行法伝授は禁じられていたにもかかわらず、今回、大聖寺が法度に背いたという判断を示す。その上で、新発意伝授の希望者は、地蔵寺で受けさせるべきこと、それが従来からの習わし(「仕付」)であり、国内にこうした例は多々あるとしている。一方、二条目では、檀那分の引馬は、地蔵寺のものとするのが道理であるが、これは地蔵寺側の温情(「色」)をもとにした、持明院の判断(「才覚」)であるとする。三条目では、大聖寺の僧や檀那を地蔵寺が預かるべきだが、五〜一〇日ほどの「仕付」でよい、と述べる。

このように、新発意行法を大聖寺がすることは、「法度」に背く行為と認定され、弟子や檀家は地蔵寺預り、そして檀那葬儀の引馬は地蔵寺分として決着していくことになった。ここで注目されるのは、寺院間争論について仲裁を行うのが、持明院であった点である。持明院は、かつて戦国期に三好氏が隆盛の頃には勝瑞にあって、蜂須賀氏入国後は徳島城下の寺町に移転し、のちに真言宗の国触頭に位置付くようになる寺院である(24)。寺領は高一〇〇石一升九合で、遅くとも寛永期までには大覚寺末となっている。『阿波志』は薬師像を勝瑞と名西郡建治寺からそれぞれ一休ずつ移したと伝えているが、その末寺もこれを反映するように、旧在所の勝瑞周辺に位置する板野郡西貞方村成興寺・徳命村千光寺・名東郡東貞方村弥勒寺と、建治寺周辺の名東郡入田村観照寺・西福寺・一宮村大日寺(二三番札所)・国中寺の七ヶ寺によって構成されていた。さらに慶長三年(一五九八)

には、駅路寺制定に先んじて、藩命により「行人」を宿すことを命じられたほか、「四国辺路日記」を記した智積院の僧澄禪が阿波から遍路を始めようとした際、持明院に行き「廻り手形」と称する通行手形の発行をうけていたことはよく知られ、実際、持明院発行の廻り手形が近年発見され注目されている(25)。史料5に戻り、ここでは藩からの指示のもと、その持明院が、近世初頭のこの段階から真言宗寺院を代表する立場として、寺院間裁定を担っているのである。

翌二月には、大聖寺の宥勢から持明院に対し、二通の詫状が提出された。一通には、自らの不調法を詫び、持明院が直々に来寺して仲裁してくれたことへの感謝を述べ、以後、地蔵寺に対して無作法をしないことを誓約している[E25-123-27]。藩側から裁定が出されることなく、あくまで持明院が寺院勢力内の仲裁をする形で、この一件が解決されたことがうかがえよう。

以上、地蔵寺と大聖寺との一件から、当該期の門首―門下の関係は、次のように理解できる。①当該地域において、地蔵寺とその門中の寺院により構成される関係が慣習的に存在していた。ここでは「本寺」「末寺」という表現はまったく見られず、あくまで「院主」とその弟子により構成される「門中」という関係であった。こうした特徴は寛文期まで続くことになる。②「門中」寺院の住持は基本的に地蔵寺の弟子が担い、i正月には年頭礼のため地蔵寺に出仕し、ii門中寺院が新発意への行法や四度加行する際には地蔵寺への了解が必要であった。さらに、iii檀家の葬儀時には「引馬」を地蔵寺に上納する義務を有していた。逆にいえば、地蔵寺側は、法流伝授を基礎として、檀那引馬の徴収権を有していたのである。③しかし今回、大聖寺が独自に四度加行を実施し、かつ宝福寺の檀家引馬を徴収しようとしたことから、地蔵寺と大聖寺との間で争論に至った。大聖寺がこうした行動を取った背景には、自らを地蔵寺から自立した寺院として捉え、かつ周辺の宝福寺等を自らの末寺と捉えた点にあったものと考えられる。④この寺院間争論に対し、藩は深く介入することなく、仲裁を寺町の持明院に委ねた。持明院は、とくに争点となった②iiとiiiを重視して仲裁し、全面的に地蔵寺の主張が認められることになった。

さて、大聖寺から持明院へのもう一通の詫状は、次の通りである。

【史料9】[E25-109-21]

今度吾等無調法仕、背御機嫌候処二、御託言被成相済、忝奉存候、向後は如先規仏法之筋目又は檀那分之事は、今度弥陀寺之手前二而、此なミ御座候間、此度は弥陀寺之ことと相背申間敷候、於後々ニも如在有間敷候間、右之通御心得被成候て可被下候、為後日如件

慶長十九

大聖寺 宥勢(花押)

二月朔日

持明院 参

持明院による仲裁への礼を述べ、以後の「仏法之筋目」や「檀那分」の扱いについて、弥陀寺のように(地蔵寺に対して)背くような行為はしないことを誓約している。地蔵寺は同じ頃、大聖寺のある高磯村から約一キロ・メートル西の名西郡井内村(現板野郡上板町瀬部)弥陀寺との間でも、争論を起こしていた。

(2) 慶長末〜元和九年(一六三三)弥陀寺との争論

ア. 争論の経過

地蔵寺と弥陀寺との一件は、慶長末年から元和九年(一六三三)の長期かつ断続的に繰り広げられた、檀家の引馬徴収をめぐる争論である。ただし、残念ながら大聖寺一件と同じ頃の一件の詳細は不明である(第一期)。明確にその内容を知ることができるのは、元和五年(一六一九)からである。その後の過程を整理すると、次の三期に区分できる。

第二期 元和五年から同六年二月にかけて、地蔵寺と弥陀寺が関係する近隣寺院による調停期間である。井内村の大蔵が死去した際、弥陀寺が地蔵寺に報告することなく独自に「取置」、つまり葬儀を行い引馬を自らのものにしようとした[K4-21-17^⑧]。これに対し、地蔵寺が反発。弥陀寺のある井内村の知行主が徳島藩家臣森左太右衛門であるため、地蔵寺は、里村権左衛門・村田勝左衛門を介して、森に訴願した[E25-123-14]。そこで森は、元和六年二月、弥陀寺近くの姥御前村・久国寺⁽²⁶⁾に仲介を指示。これをうけ久国寺は、近くの宝蔵寺・金光寺に地蔵寺への仲介を依頼。久国寺は、弥陀寺の意向を文書にするので、それに異議があれば説明することを提案した[K4-21-17^⑨]。しかし弥陀寺が作成した文書に問題があり、地蔵寺が文書作成を企図するも、「出家中之公事」であるため差し控え、久国寺・金光寺の仲裁でいったんは解決した[E25-43-18]。なお、これに前後して、森助兵衛と桜木伝右衛門⁽²⁷⁾から地蔵寺に詫言があり、これに免じて地蔵寺側は矛を取めたという[E25-123-14]。具体的には、地蔵寺は、弥陀寺に対して引馬上納を求めたが、森・桜木からの仲裁案は、今回の引馬は弥陀寺のものとし、以後は(地蔵寺の)「御意次第」とするものであった。そこで地蔵寺は、森・桜木の案に従い内済を了承した[K4-21-17^⑩]。⑧⑨。

第三期 元和七年二月から再燃した争論のうち、「寺町中」による内済期間である。第二期の内済後も、弥陀寺は檀家が死去した際に再び「取置」した。その

ため、地蔵寺側は元和七年(一六二二)二月に弥陀寺を藩に訴えた[K4-21-17^⑩]。この時は、加島勘右衛門丞と太田彦兵衛(蓬庵付家臣カ⁽²⁹⁾)のもとで、徳島城下寺町の持明院・春日寺・願成寺・賢久寺が仲裁し、同年五月にはいったん「弥陀寺非分」との「寺町中」の判断が示された[K4-21-17^⑪] [E25-73]。しかし、それでも弥陀寺が承服しなかった。

第四期 そこで地蔵寺は、元和八年九月に「宿老中」(家老)へとさらに訴願した[E25-151-38]。家老山田織部・稲田修理・賀島主水の問い合わせに対し、寺町の持明院・春日寺・願成寺は、一月四日に、「国中真言一宗之法度」(慣例)をもとに、地蔵寺への引馬上納を提言した[E25-109-5]。そして、「寺町中」も同席した上で行われた家老中による裁定でも、「弥陀寺非分」となったものの、それでも弥陀寺は納得しなかったという[E25-151-38]。

その後、この一件は藩主後見である蓬庵(家政)の裁定に持ち込まれた。翌元和九年一月一日、福田四郎兵衛からの問合せに対し、地蔵寺がこれまでの経緯を返答している[E25-151-38、K4-21-15]。そして、同年二月二日に蓬庵より「定」が出され落着いた[K4-5-9-1]。弥陀寺は本来ならば国弘となるところを、赦免され、「代々無相違馬幕は地蔵寺」に上納することを誓約している[E25-109-8]。

イ. 「寺町中」

さて、以上の経緯から明らかのように、第二期では地蔵寺・弥陀寺のそれぞれ関係する近隣寺院による調停であったのに対し、第三期では徳島城下・寺町の寺院による調停が進められている。例えば、この間の手続きを説明する地蔵寺の言上書には、次のようにみえる。

【史料7】[K4-21-17^⑫]

謹 言上

a 井内村弥陀寺、数年不相届ニ付而、存分申処ニ、森助兵衛殿・桜木伝右衛門殿御氣遣故、対兩人免申処ニ、b 又か様之働仕ニ付而、弥陀寺森左太右衛門尉領知之寺にて候へハ、元和五年二里村権左衛門尉殿・村田勝左衛門尉殿御兩人へ御理申被仰付候様ニ申処ニ、今以不相済、c 為 御意、出家中之出入、於寺町可致沙汰と被仰出付而、則寺町中又太田彦兵衛下代半左衛門尉弥陀寺召連、沙汰仕処ニ、弥陀寺申分不相聞候間、御申付可有と相定申候、其上彼衆分か様之出入候処ニ、持明院御氣遣ニて相済、二通之書物御座候

元和八年二月廿三日

板西地蔵寺(花押)

加嶋勘右衛門尉殿

aが第二期の争論過程、そしてb cが第三期での動向を示している。ここで注目される第一は、「出家中之出入、於寺町可致沙汰」つまり寺院間争論は寺町中が裁定すべきであるという藩側の判断である。こうした藩のスタンスは大聖寺一件に対するそれと共通している。その上で特筆されるのが「寺町中」という存在である。「寺町中」とは、固定的な実態を持つ組織ではないが、具体的には持明院・春日寺・願成寺・賢久寺（源久寺）をさす⁽³⁰⁾。

【史料8】[E25-73]

以上

今度貴寺と弥陀寺出入之儀二付、双方共御存分聞届申候処、弥陀寺非分之儀被申候間、諸法物引馬并幕等之儀、急度御取可被成候、若御奉行中へ上り申候共、従往古有来次第候間、御別儀御座有間敷「候」、恐々謹言
元和七^(三二) 五月朔日

持明院（花押）
春日寺（花押）
願成寺（花押）
莊嚴院
御同宿中

この史料は、第三期に仲裁に入った寺町の（持明院を筆頭とする）三寺院が地蔵寺に発給した文書である。今回の地蔵寺と弥陀寺との出入について、三ヶ寺が双方の言い分を聞いたところ、弥陀寺が理屈に合わない主張をしたため、以後、法物・引馬・幕については莊嚴院が徴収することを決定している。さらに、もし弥陀寺が奉行中に上申したとしても、以上の決定は以前の秩序であるため、支障をきたすようなことはない、と保証している。つまり、「寺町中」の裁定により、地蔵寺の勝訴が確定され、弥陀寺は地蔵寺の末寺であり、弥陀寺檀家の法物・引馬・幕は莊嚴院のものと決定されたのである。このように、「寺町中」の裁定は、真言宗の寺院集団における決定として重要な意味を持つようになっていた⁽³¹⁾。

にもかかわらず弥陀寺が承諾しなかったため、争論は藩の裁定へと移行していったが（第四段階）、そこでも、寺町中は重要な役割を果たした。

【史料9】[E25-109-5]

覚

一、国中真言一家之法度、引馬幕等門中より門主へ上り申、其力を以建立之助成二仕候事

一、地蔵寺と弥陀寺出入之事、先年大正寺と地蔵寺公事御座候て、持明院

隠居被相済、引馬等地蔵寺へ上り申法度にて候、此度屢被申、則主之馬を地蔵寺へ被引、彼出入之馬ハ大正寺へ被遣申、後々之儀ハ馬幕等地蔵寺へ上り申筋目二相定候、然上は弥陀寺・大正寺牛角之寺二而御座候由、門中より申来候間、其通二被仰付御尤二候、仍為後日如件

元和八霜月四日^(三三) 持明院

春日寺

願成寺

山田織部様
稲田修理様
賀嶋主水様

家老の問い合わせに対し、「寺町中」の三寺院は次の点を意見している。①阿波国の真言一宗の法度では、引馬・幕は門中から門主へ提出し、それを門首寺院の建立助成として、②地蔵寺と弥陀寺との争論については、先年大聖寺と地蔵寺との争論の際、持明院隠居が仲裁し、引馬等は地蔵寺に供出するとの決定があり、且那の馬は地蔵寺から引き、問題の馬は大正寺に与え、以後は馬幕等を地蔵寺へ提出することになったこと、③しかも、弥陀寺と大聖寺とは「牛角之寺」つまり同等の寺である点を門中側から申出てきているので、弥陀寺に対して、大聖寺の場合と同様に命じるのが至当であることを述べている。

以上から、第一に、寺町中が、「真言一宗の法度」すなわち真言宗の寺院集団内法を基礎に、この一件についての判断を家老に示している点が特筆される。寺町中は、寺院集団を代表する役割を有しており、家老側もそれを尊重せざるを得なかったのである。第二は、引馬・馬幕を門中（末寺）から門首（門主・院家）に提出することが、地蔵寺のみならず、「国中真言一宗」において一般的であることを「寺町中」が明言している点である。管見の限りこの点を明文化した文書を、これ以前の段階では確認できないが、少なくとも阿波国内の真言宗では引馬徴収権が門首側の特権であったといえよう。そして、引馬徴収権は、門首であることの象徴的行為であった。だからこそ、大聖寺や弥陀寺による引馬徴収は、地蔵寺の側にとって、門首としての立場を揺るがし兼ねない大問題だったのである。

(3) 落着

この争論に最終的な決着を与えたのは、元和九年（一六二三）一月二日の蓬庵（家政）による「定」であった。当時は、元和六年に初代藩主至鎮亡き後、二代藩主忠英を補佐した蓬庵による「隠居政治」の時期であった⁽³²⁾。

【史料12】[K4-21-17⑩]（端裏書）「十月十六日 門首寺口上書」

御尋二付申上ル覚

一、結衆又ハ衆分と申儀ハ、門首寺ノ下ニ而門下之内を分、会場仕候寺を結衆又ハ衆分と書申事ニ御座候、右惑之謬門首と申儀ニては無之候、以上

子十月十六日

矢武村 地蔵寺（花押）

大谷村 東林院宥正（花押）

谷嶋村 明王院（花押）

秋月村 大野寺（花押）

林大学様

野々村左門様

嶋八左衛門様

板野郡・阿波郡の有力な「門首寺」（本寺）である四ヶ寺³⁵が、結衆・衆分とは何か、との国奉行からの問いに答えた内容と考えられる。これによれば、結衆または衆分とは、門首寺院の下で、「会場」つまり法会を行う門下の小結合を称していたことが判明する³⁶。門首・地蔵寺のもとで、門中寺院が衆分単位に編成されていたのである³⁷。

その上で注目されるのが、同日付の次の史料である。

【史料13】[K4-1-401]

右之寺坊之旦那死去之刻は、有力之者は地蔵寺請体申、馬ま^{（奉）}くニ施物を添候て拳申候、又無力之者は其方角之寺を頼、引導申馬ま^{（奉）}くニ樽をそへ地蔵寺へ拳申事、従先年実正也、此等之旨委細ニ被仰上候て可被下候

金光寺（花押） 大聖寺（花押）

霊山寺（花押） 長谷寺（花押）

蓮花寺（花押） 能満寺（花押）

密厳寺（花押） 神宮寺（花押）

以上

元和九年霜月廿九日

福田四郎兵衛殿

檀家が死去した際、富裕な檀家の場合は、地蔵寺が直接葬儀をし、馬幕に施物を添えて、檀家から地蔵寺に直接上納してきた。そうでない檀家の場合は、檀那寺（「末寺」）が葬儀を実施し、馬幕に樽を添えて地蔵寺に上納してきた。それが先年よりの慣例であることを述べている。そして、こうした慣例の存在を、福田から詳細に上申してほしい旨を記している。福田四郎兵衛は蓬庵直属の家臣である

うか。この文書は、おそらく蓬庵裁定時の「言上」に先立って、地蔵寺の指示の下で作成されたのであるう。

一つは、ここでは檀家死去に際して、檀家が「有力」か「無力」かによって葬儀の実施主体や礼物などの対応は異なる部分があるものの、いずれの場合も檀家の馬幕は地蔵寺に供出してきたことを証明し、地蔵寺が門首であることを明確に指摘している。今一つ注目されるのは、連署する八ヶ寺のうち神宮寺・大聖寺以外は、いずれも各衆分の筆頭寺院だった点である。この段階の地蔵寺の門下とは、末寺として横並びではなく、衆分という地域ごとの門下の小結合として編成され、かつ各衆分の筆頭寺院を介して、地蔵寺に掌握されていたといえよう³⁸。

このように、地蔵寺は弥陀寺との引馬・馬幕争論を契機に、蓬庵「定」を引き出し、（地域的な門首―門下関係）を確立させることに成功した。そこでは、法流を基礎とする門首―門下という僧侶個人の関係を核としつつ、同時に実質的な寺院組織間の関係としての意味が与えられていた。こうして近世的な本末関係の実質が端的に確立したのである。また、ここで得た蓬庵の「定」は、かかる地蔵寺とその門下寺院との関係を公認する意味を持った。その結果、以後の本末争論において、蓬庵「定」は地蔵寺側に有利な証拠として機能することになったのである。

一方、地蔵寺は、蓬庵「定」という公認を得ると同時に、その内部において衆分ごとの末寺掌握をセットで実現させた。そこでは衆分の筆頭寺院が衆分の意向を代表させる役割も果たしていた。ただし、それは例えば筆頭寺院による「下末寺」支配（後述）のような、衆分内の階層差を存続させることをも意味した。そのことが一七世紀後半にかけての問題となっていく。

三、本末関係の展開

(1) 引馬上納

蓬庵「定」が出されてからも、本寺地蔵寺への引馬上納についてのトラブルは、絶えることがなかった。

【史料14】[E25-1391]

奥野村乾之助大夫死去仕候二付而、四方幕・六道仕候、引馬御座候ハ、上可申候へ共、右之通迄二御座候間、則地蔵寺様へ上申候、此外ニは私曲無御座候、為後日如件

寛永十三年四月廿四日

観音院 良快（花押）

地蔵寺様参

奥野村乾之助が死去した際、地元の観音院の僧・良快が導師を行った。本来であればすぐに引馬を上納すべきことを怠っていたため、寛永一三年（一六三六）四月になってこれを遅れて上納したというものである。翌々年にも同様の事例が存在する。

【史料15】[E-25-109-61]

仕上書物之事

一、今度宮川内村五郎左衛門死去仕二付而、四方相通仕申処ニ、御法度旨
 儘ニ不存候故留置、御腹意被成候へ共、此度は 被成御赦免忝候、自今以
 来は御法度旨少も違背仕間敷候、為後日如此候
 寛永十五年霜月十五日

原田村 神宮寺（花押）
 嚶衆 熊谷寺（花押）
 金光寺（花押）

莊嚴院様 参

宮川内村五郎左衛門が死去し、衆分筆頭寺院の一つである原田村（現阿波市土成町吉田）神宮寺が導師を行った。しかし、神宮寺は地蔵寺に引馬を上納せねばならないのを知らずに自らのものとしたため、地蔵寺が立腹して問題となった。神宮寺が詫びを乞い、今回は近隣の二ヶ寺が嚶人となり赦免されたという内容である。蓬庵「定」が、「御法度」と見なされ、この一件の基準とみなされている点が注目される。

このように、弥陀寺一件解決後も、末寺による引馬滞納がたびたび惹起していた。蓬庵「定」が出されたとはいえ、地蔵寺への引馬上納が定着しきれておらず、地蔵寺の末寺支配は未だ不安定な段階であった点がうかがえよう。以下にみる一七世紀半ばから後半にかけての二つの争論は、地蔵寺といずれも衆分の筆頭寺院との間で繰り広げられたもので、本末関係が依然として不安定な状態にあったと同時に、蓬庵「定」がその後の本末関係において地蔵寺側に有利に働いたことをよく示している。

(2) 密厳寺一件

まずは承応元年（一六五二）におきた密厳寺一件である。密厳寺は、名東郡南新居村にあり、新居衆分の筆頭寺院である。「阿州三好記大状前書」「阿州三好記並寺立屋敷割次第」⁽³⁹⁾に記載があるなど、中世末には地域における有力寺院の一つであったと推測される。その密厳寺が、檀家が死去した際の「引馬」と「幕

を勝手に取り込んだと、同年一月に地蔵寺が郡奉行⁽⁴⁰⁾山岡平右衛門に訴えた。最終的には翌年閏六月に裁許奉行林伯耆・鳩左兵衛・寺澤式部の裁定により、地蔵寺側の全面的な勝利に終わっている⁽⁴¹⁾。

ここでも密厳寺側が数年来、引馬・幕を自らのものとしてきたことが争論の契機となっていた。その意味ではこの一件も、寛永期の二つの争論と同様の性格を持っていた。興味深いのは、地蔵寺が、当初から弥陀寺一件での「蓬庵「定」と、ii 門下連判を根拠に、密厳寺が地蔵寺末寺であること、そして引馬徴収権は地蔵寺にあることを主張している点である⁽⁴²⁾。裁許奉行側も、「先年 蓬庵様方被為遣置候御書付之趣、弥可被相守候」と蓬庵「定」を根拠に地蔵寺側に理運があることを認めている。このように、蓬庵「定」は、その後の本末争論において、地蔵寺側の引馬徴収権と本寺であることを明確にとする決定的な根拠として機能したのである。

では、これだけ本寺地蔵寺の引馬徴収権が明確であったにも関わらず、密厳寺側はなぜ引馬徴収権を自らのものと主張したのであるか。地蔵寺の訴願に対する密厳寺側の反論から、その理由を探っていく。

【史料16】[K-4-21-17(8)]

仕上ル返答書之事

一、^(一)板西郡矢武村地蔵寺名東郡新居村密厳寺門下之由被申候、此義偽二而御座候、幕建之門中二而ハ御座候、然所ニ当九月ニ新居村六右衛門と申者相果、私取置仕候得ハ、事新敷地蔵寺方馬幕取度由被申越候へ共、自先規無例故、出シ不申事

一、^(二)先年地蔵寺井之内村弥陀寺出入御座候候刻、地蔵寺門中分御 前え被召出節、地蔵寺被申候ハ、幕建之義ニ候間、密厳寺も罷出様子被申上給候へと再三被申候得共、密厳寺持分へハ従先規諸事地蔵寺 得ヒ無之ニ、馬幕等ヲ出ス門下同前ニハ如何と申、則且中と談合仕候へハ、中々無用と申二付、其通り返事申候へハ、地蔵寺被申候ハ、弥陀寺同前ニ馬幕等ヲ出ス門下分ニてハ、有体之義申上ケ間敷候、其方義ハ先規より地蔵寺かまひ無之寺之義ニ候へハ、有様ニ可被申上候間、是非共此度被可給候、後々のためいか、と被思之、代々迄其方持分え申分無之手形可相渡由二而、則墨付請取置、右何も同前ニ御 前え罷出由ニ御座候、然ニ從 蓬庵公様御法度書頂戴様ニ地蔵寺被申候へ共、其段ハ弥陀寺ニ被為仰付御法度書二而可有御座候候、^(b)其上従先規密厳寺且那分地蔵寺かまひ無之証拠ハ、密厳寺門下之内高崎村光徳寺且那孫助と申者、元和三年四月ニ相果、馬幕仕候刻、

馬ヲハ密厳寺えひかせ候へ共、幕之義ハ光徳寺ニ留置、出入ニ罷成候ヲ、地蔵寺被聞付、双方且那共と談合ニ而被申候ハ、従先規幕之義も密厳寺へ挙来り候へとも、半分は光徳寺へ被指遣候得と被扱、尔今其通ニ相定、馬幕取来候儀実正ニ御座候、従先規地蔵寺かまひ有之義ニ候ハ、右之扱有間敷処ニ、只今事新敷如先規と申上候段、大ニ偽ニ而御座候事

一、密厳寺先師二代并密厳寺親ヲ地蔵寺被取置候義、或ハ師匠或ハ親之義ニ候へハ、幕番之地蔵寺ヲ頼申由ニ御座候事

一、密厳寺門下之内、高崎村光徳寺先師ヲ地蔵寺取置仕候と書付上ケ被申候、大ニ偽ニて御座候、是も密厳寺取置仕候、其段密徳寺且那高崎村政所百姓

二御尋可被下候事

一、黒田村三大夫ヲ地蔵寺被取置候義、其節密厳寺住寺退転仕敷、施主方より頼申由ニ御座候、此外於古今ニ密厳寺持分方何者之馬幕取置、先規之ことくと申上候哉、御穿鑿被成可被下候事

一、南新居村久左衛門并今切村彦大夫当八月二相果申候、其節拙僧ハ高野へ罷登り留守ニ而御座候故、私門下中取置仕、馬幕密厳寺取申候事

一、正月礼義、地蔵寺申上候通、此方方參候へは、地蔵寺も二月朔日ニ返礼

二被參候事

一、社頭遷宮之義、密厳寺かまひ分ハ従先規仕来り候故、拙僧代にも度々遷

宮仕候事

一、密厳寺門下分、新発意共ニ、加行護摩等ニ至迄、従先規地蔵寺頼申義、耆人も無之、悉ク密厳寺伝申候、如何様之法流を以テ門主・門下之差別と

従先規申来候事

一、南新居村ニ鈴江惣左衛門親相果候刻、先地蔵寺 吊（弔カ）ニ惣左衛門方へ被參、

馬幕密厳寺取申義被存候事

一、同村実兵衛母相果、幕仕ルヲ、密厳寺取申候、其時も当地蔵寺実兵衛方

へ吊（弔カ）ニ被參候、此外従先規代々之密厳寺馬幕取申義数多御座候事

右之通、少も相違無御座候、被遊御吟味、如先規被仰付可被下候、猶於御尋

ハ、口上ニて可申上候、以上

承応元年十二月六日 名東郡之内南新居村 密厳寺 判

岡平右衛門殿

まず、三条目から六条目にかけては葬儀と馬幕の具体的な取扱について述べている。密厳寺先代や密厳寺の実親についてはたしかに地蔵寺に依頼したが、それは地蔵寺が「幕番」であるからであり、高崎村光徳寺の檀家黒田村の三大夫の葬

儀は密厳寺住職がいなか、施主が頼んだからで、例外的な事例であること、また南新居村や今切村の檀家がこの年に死去した際には、密厳寺の門下が葬儀を行い馬幕は密厳寺が徴収したことを述べている。密厳寺側は、自らも門下を有し、馬幕を徴収しようとするような、地蔵寺と互角の寺院であることを主張しているのである。この主張を強化すべく、さらに地蔵寺への年頭礼に対する返礼が存在すること（七条目）、社頭遷宮の実施（八条目）、密厳寺門下の中で新発意・加行護摩を地蔵寺に依頼した者はいないこと（九条目）を強調している。

密厳寺が掲げる証拠の真偽を確認することはできないが、具体的な事例が多く、実際に馬幕を密厳寺が自らのものとしてきたことは事実であった可能性が高い。ただし先師・親・檀家について地蔵寺が葬儀を実施した事例もある。おそらくは蓬庵「定」が出されて以降、密厳寺も地蔵寺も個別に引馬を徴収してきたのが実態に近いのではあるまいか。つまり、密厳寺は「衆分」を範囲とする周辺地域内において、極小の引馬徴収権を依然として成り立たせていたのではなからうか。そして、この引馬徴収権だけでなく、自ら新発意・加行護摩等を独自に実施することでも密厳寺の「門下」を形成させ、地蔵寺と同等の本寺であることを主張したところがある。

ところが、こうした密厳寺の主張において足かせとなったのが、弥陀寺一件における元和九年（一六三三）の蓬庵「定」と衆分連署であった。そこで密厳寺は二条目において次のように主張している。

弥陀寺一件の際、密厳寺は地蔵寺から「幕建」のことなので、共に登城するよう、協力を再三依頼された。しかし「密厳寺持分」について地蔵寺から関与される謂われはないこと、また（一緒に登城すれば）馬幕を地蔵寺に出す門下と同然になつてしまうので、いったんは拒否した。すると地蔵寺側は、「弥陀寺と同様に馬幕を出す門下分はありのままを言わないかもしれないが、密厳寺であれば地蔵寺とは関係のない寺であるので、ありのままを申上してくるだろう。だからぜひ協力してほしい。ついては地蔵寺が密厳寺持分に関与しない手形を渡す」として、実際に証文を密厳寺に渡した。そこで密厳寺は地蔵寺に協力した。さらに、その際の蓬庵「定」については「あくまで弥陀寺に命じられた法度」であるとして地蔵寺から説明をうけたという（以上a）。あわせて「密厳寺檀那分」について地蔵寺が関与しない証拠として、密厳寺門下の高崎村光徳寺檀家・孫助が死去した元和三年（一六一七）の一件をあげ、これに地蔵寺は仲裁に入る立場であり、かつ密厳寺が馬を引き、幕は光徳寺が確保するように仲裁したこと、以後も密厳寺が馬・幕ともに確保してきた（b）、としている。

つまり、密厳寺は弥陀寺一件の際に連署したのは、本来無関係である地蔵寺からのたつての頼みに応じたものであるとして、これを、密厳寺は地蔵寺の「衆分」ではなく、独自の「持分」（末寺および檀家）を有する寺院（＝本寺）であることを強調したのである。

弥陀寺一件の際に、この証言通りに、密厳寺の連署を導くような地蔵寺による工作が実際に存在したのかどうかは不明だが、少なくとも弥陀寺一件以降も、密厳寺は独自の門下と檀家を持ち、地蔵寺とは関わりのない存在としての自己認識を持ち続けていた。弥陀寺一件時の「衆分」内では、「衆分」筆頭寺院と「衆分」内の他寺院との間で、門首―門下に類する関係が存在していたのである。これを「衆分内の本末関係」と、便宜上ここでは呼んでおきたい。

一方で、にもかかわらず地蔵寺側の全面勝訴となったのは、やはり蓬庵「定」の存在が大きな意味を持ったからだと考えられる。密厳寺のもとでそれまで存在していた（衆分内の本末関係）は、以後、否定され、「衆分」を構成した各寺院は、本寺地蔵寺の下に直接包摂されていくのである。弥陀寺一件以降、蓬庵「定」が根拠となり、門中であれば馬幕を門首に上納すること、そして引馬徴収権を軸とする（地域的な門首―門下関係）が固定される方向性は、不可逆的なものとなっていた。

（3）能満寺一件

能満寺一件とは、延宝三年（一六七五）閏四月、板野郡中村の能満寺が、近隣の北村光福寺・新喜来村光蓮寺・高房村円通寺の三ヶ寺を自らの「下末寺」と主張し、これらの寺を自らの末寺とする地蔵寺と争った本末争論である。能満寺も、「衆分」の筆頭寺院であり（北島衆分）、前掲「阿州三好記大状前書」「阿州三好記並寺立屋敷割次第」に記載のみえる寺院である。この一件は、ほぼ同時におきた江尻村八幡宮の遷宮導師をめぐる、八幡宮に隣接し神宮寺の性格を持つ安楽院と能満寺との間の一件があったこと⁽⁴³⁾、延宝五年一〇月には郡奉行の指示で、周辺の本寺寺院である大谷村東林院・吉成村瑞川院が仲裁に入ったが不調に終わり、最終的には延宝九年（一六八一）三月に、光福寺（北村）・光蓮寺（新喜来村）・円通寺（円通寺）、そして安楽院も、すべて地蔵寺末寺であるとの決定が裁許奉行より下されて決着した⁽⁴⁴⁾。

この争論の中で第一に、東林院・瑞川院が、「何事も近來勤來通、又は余門首・余末寺之なミニ相勤候様ニ」と示したのに対し、能満院側が、地蔵寺末寺には他の周辺寺院とは異なり、「地蔵寺門中ニは小門首・小末寺之例」があると主張し

た点である。従来の本末争論では各寺院が地蔵寺とは別の本寺であることを主張していたが、能満寺は、地蔵寺末寺であることは自ら認めている。その上で末寺内部において、さらに小さな門首―末寺の関係が存在すると主張し、この関係を「下末寺」と称していたことになる。

では、このような能満寺側の主張の根拠には、どのような事実があったのだろうか。

能満寺によれば、関係する寺々は次の由緒をもっていた。まず能満寺は、戦国期において在地小領主「北島殿」の祈願所で、七堂伽藍があったこと、周辺には八一坊を有し、能満寺その門首であったという古老の証言をひく。その伝承を、寺の近隣に北島殿城郭跡があることで補強しようとしている（二条目）。しかし、ここに明確な根拠が示されることはなかった。一方、光福寺（九条目）は近世初頭に出来た新寺であるが、能満寺の「老僧隠居所」で、能満寺より檀家を分割して据え置いたこと、光蓮寺（一〇条）は、開基から三代までの住職が、能満寺の弟子筋の寺であること、円通寺（一一条）は、もともと能満寺の「下末寺」であったが、住持交替が繰り返されその関係は中絶しているが以前は馬幕を能満寺に上納していたことを説く。そして安楽院（一二条）は代々空寺で、ここ七八年は能満寺が掛け持ちしており、先月に能満寺が住持を置いたという。

能満寺としては、周辺寺院を隠居寺、弟子筋の寺、あるいは兼帯の寺として、自らの末寺であると主張した。しかし、このうち光福寺が能満寺の隠居寺であること、あるいは安楽院が無任の歳に兼帯していたことは確認できたものの、それ以上の事実は確認することができなかった。さらに能満寺が当初、能満寺の前住職である光福寺・宥件に、三ヶ寺が能満寺の下末寺であるとする証文に書判させ、これを証拠としていたが、実のところこの証文は能満寺が宥件を酒に酔わせ前後不覚とさせた上で無理矢理に書判させたものであることが露見。かつて六〇年余り能満寺の住持を務めた宥件が、「三ヶ寺能満寺之下末寺と申義毛頭無御座候」⁽⁴⁵⁾と新たに証言したことで、その根拠をまったく失うことになったのである。

さて、この一件で第二に注目されるのが、元和期の弥陀寺一件において、地蔵寺による懐柔工作が存在したという、能満寺側の主張である。

【史料17】E25-115-2-11延宝三年（一六七五）閏四月九日「乍憚書付指上可申事」二条目

一、其後北村老僧へ罷越候而、万事勤事当寺先年之筋目相尋候時分、当所五人組之内耆人同道仕候而罷越、委細之儀吟味仕候節、老僧口上ハ、何か年已前二井之内弥陀寺出入之時分、三代前ノ地蔵寺方先師法印宥勢方へ頼參

申候子細ハ、弥陀寺申分ハ、北島能満寺と拙僧寺ハ、各々自建立之寺之由申候故、未埒明候間、其方之寺ハ我か末寺と御書付被遊可被下候得ハ此度理運仕候旨、一入至極ニ及申候間、頼申候由、其上只今北村老僧ハ先師宥勢ハ密談ニ而、右之子細被申候得共、不及覚悟居申候へ共、達而宥勢此度の儀面目失シ申候より、互ニ此方へも当寺ハ地蔵寺末寺ニ而無御座候所、実正之手形取替シ用ニ立可申と談合堅め、此方へも手形ヲ取、彼方へも書付出シ、其後火事出来候而、右之手形物否焼払申候由、具ニ承申候、其外古老共々伝聞申候事

争論以前に北村・光福寺の宥件（「老僧」）のところに行き能満寺の由緒を尋ねた際、宥件が能満寺に伝えた内容は次のようなものであった。弥陀寺一件時の衆分連座の前に、地蔵寺が能満寺（当時住持・宥勢）にやってきて「弥陀寺側が、弥陀寺と能満寺はそれぞれ独自に建立した（地蔵寺とは離れた独立した）寺だ」といつて納得しない。そこで今回、能満寺が地蔵寺の末寺である旨の書付を書いてもらえば、勝訴できるので頼む」と依頼。決めかねる宥勢が、当時宥勢の弟子であった宥件と密かに相談した。面目を失うことを恐れたため、「能満寺は地蔵寺の末寺ではない」旨の証文を地蔵寺と能満寺との間で取り交わした上で、最終的に吟味においては地蔵寺の依頼通りの主張をおこなった。しかしその証文はその後火事で焼失してしまった、というものである。

能満寺は、ここで弥陀寺一件での本末証文（史料Ⅱ）が、実際とは異なることを示し、地蔵寺末寺ではなく、「下末寺」を抱える独自の寺であることを主張しようとした。果たして、この宥件からの伝聞、すなわち地蔵寺による事前工作が事実かどうかは、確認するすべはない。しかし密厳寺一件と同様、元和期の衆分連署には何らかの地蔵寺側からの懐柔工作があったとする主張が争論後もなお出てくるということは、少なくとも衆分の筆頭寺院側の中には、自らが地蔵寺末寺ではなく自立した寺であるという認識が、根強く存在していた。それを証明する事実として、今回の争論時には（衆分内の本末関係）が重視されたのである。

しかし、そうした衆分筆頭寺院の主張が認められることは、なかった。一七世紀半ばから後半にかけて、地蔵寺は、「下末寺」を有することをもとに本寺を主張する「衆分」筆頭寺院と争論の上、蓬庵「定」を論拠にこれを淘汰し、完全に包摂していった。その結果、「衆分」は、地域的な寺院小集団である「結果」という形で残るが、その内部での格差は解消され、地蔵寺の下に一律に末寺化していくことになったのである。

（4）諸宗寺院法度と（地域的な本末関係）

こうして形成された地蔵寺を中心とする（地域的な門首―門下関係）は、寛文五年（一六六五）七月に幕府よって発布された「諸宗寺院法度」⁽⁴⁶⁾といかなる関連をもったのであるうか。周知のように、それまで幕府は、中央の本山・本寺に対して、宗派の末寺を編成する権限を、慶長・元和期に本山法度という形で一宗派単位に与えて保証してきたが、「諸宗寺院法度」は、宗派を超えた全寺院・僧侶共通の法度として機能した⁽⁴⁷⁾。地蔵寺もまたこの法度を受容しているが、注目されるのは次の史料である。

【史料8】IK4-1-2-61

覚

一、御公儀様御朱印之写両通、次二下知状、右之三通御法度之趣、本寺地蔵寺謹被申渡、致拜上面々奉畏候

寛文五年十二月廿七日

板野郡矢武村 泉福寺（印）（花押）

（以下、板野郡内三二ヶ寺略）

幕府からの「諸宗寺院法度」の写二通と、それを伝達する藩または高野山からの下知状が地蔵寺に到着し、これをうけて地蔵寺は、板野郡内の末寺⁽⁴⁸⁾に伝達し、各寺院から請印・請書判を書き加えさせている。「諸宗寺院法度」写を地蔵寺が「本寺」として寺々に伝達している点が特筆される。従来のような門首―門下という用語ではなく、あえて「本寺」と自らを位置づけたのは、管見の限り本文書が最初である。また、「末寺」という用語こそないが末寺側も、元和期のような「衆分」という単位は消え、本寺地蔵寺に対し一律に請印・書判を提出する立場となっている。このように「諸宗寺院法度」に対する請判を取るプロセスそのものが、地蔵寺との関係を本寺―末寺関係へと位置づける契機の一つとなっていたのではなからうか。

さらに、天和三年（一六八三）八月にも、地蔵寺住職玉龍が廻状を出し、同様に末寺四三ヶ寺から地蔵寺に対して請印・請書判を提出させている。その契機となったのは、門首瀧寺が門下である三好郡太刀野成願寺の住持に、楊雲という僧侶から金銀をとって担わせていたことが露見した一件である。これが「諸宗寺院法度」が禁じる「以金銀不可致後住之契約事」に抵触したため、楊雲と彼を訴えた美馬郡西端山東福寺は（阿淡）両国追放、楊雲を肝煎した三好郡勢力村青蓮寺住持が「出寺」、そして門首瀧寺は「閉門」の処罰となった。この一件が解決した際、門首寺院である瑞川院・東林院・地蔵寺が郡奉行に呼ばれ、「面々末寺中へも右之趣申達、堅護持仕、出家相應之身持・諸法会、且暮之修行無懈怠并堂

社仏閣之掃除、門首門下之礼儀無混乱不浮之出入不仕候様ニ、兼而相触可申候由被仰渡候、万一末寺分ニ出入出来申候ハ、門首之及了簡程は可申付由、つまり①出家相応の身持・法会の遵守、②修行・掃除の励行、③門首門下の秩序維持について、それぞれの「末寺中」に申し付けて問題が発生しないようにとの指示を受けた。それをうけて、地蔵寺が「末寺中」に請印・請書判を提出させたのである(49)。

ここでは、もともと存在した「門首門下」の関係が重視されながらも、「衆分」単位は排され、門下を明確に「末寺」あるいは「門下中」として一律に位置づけられている。しかも、郡奉行の指示のもと、板野郡における他の門首寺院でも同様の本末関係が定位されていたことになる(50)。

「諸宗寺院法度」の発布は、本末関係を一挙に確立させたわけではないが、阿波国古義真言宗寺院においては、従来から存在した門首—門下関係を、門首寺院(本寺)のもとに一元化し、(地域的な本末関係)としてより可視化させる一つの重要な契機となったのではなからうか。

四、法流と本末関係

(1) 高野山正智院と地蔵寺

ところで、中央の寺院に本寺を被くことがない「無本寺」であるにもかかわらず、地蔵寺が、地域における本末関係を形成しえた力の源泉は、元和期の蓬庵「定」だけではなかった。本末関係の中核に位置する門首—門下間の「法流」の継承に、高野山とりわけ正智院(51)が深く関わっていた。

地蔵寺には、蓬庵より次のような判物が下されていた。発給された経緯や年代も不詳であるが、蓬庵の花押が、元和九年蓬庵「定」のそれとほぼ同一であるので、初代至鎮が死去して蓬庵が忠英後見人となる元和六年以降の、蓬庵「定」とほぼ同時期に発給されたものと想定される。

【史料6】IK4-5-12-11

当国地蔵寺門徒之儀、高野山正智院法流之由承之間、如先例何も無異儀正智院被令馳走候様ニ被仰達、尤候、為其如此候、恐々謹言

蓬庵

十一月十八日 宗一(花押)

坂西 地蔵寺参

地蔵寺から蓬庵に対し、地蔵寺とその「門徒」(末寺僧)が高野山正智院の「法

流」であること、従来通り地蔵寺・門徒から正智院に対し馳走することが伝えられ、蓬庵がそれを認可している。つまり、この判物は、地蔵寺とその末寺僧が高野山正智院法流であること、および地蔵寺による門徒差配(門徒による贈物負担)を、蓬庵が公認したことを意味する(以下、便宜上「法流判物」と略す)。

長谷川賢二氏によれば、高野山正智院と地蔵寺との関係は遅くとも一五世紀前半に遡る。正智院に現存する聖教写本奥書に、応永二十八年(一四二二)に『声字実相義聞書』(宝性院有快の口説)を阿波国板西郡上庄の地蔵寺談議所で書写したこと、さらに一五世紀中に地蔵寺花嚴院で『掌中明鏡抄』を書写した点が判明している(52)。その後の関係はいったん不明となるが、近世初頭に再び明らかとなる。

【史料20】IK4-1-8-71(包紙)「正智院景義自筆書簡」

其後是以愚書成共可申通候処、他方異聊故無音背和意斗候、先以貴院へ御入院大喜事候、如御存知右貴院と当院、自往古之由緒不浅候、是は貴寺開山之定宥法印此院快雅法印下二而、山本方授法已来、別而御入魂候、雖然其国乱後之砌中絶候、幸愚僧留守居仕候上は、御門中各迄被仰渡、如先々法流相続候は可為満足候、於宮坊え申含候、恐惶謹言

七月十五日

莊殿院 御同宿中

正智院 景義(花押)

正智院景義から地蔵寺住職への書状である。景義は、阿州板西郡に生まれ、慶長一七年(一六一二)五月四日に入寂しているので(53)、慶長期のものと考えられる。この書状では、地蔵寺が正智院と往古より由緒があり、それは地蔵寺中興の定宥(明徳二年(一三九一)三月六日寂)が正智院の快雅法印から「山本方」(三寶院流実賢方山本相承)を授法して以来の強固な関係であった点を述べている。その上で、この関係は戦国期に一端途絶えたが、その旨を地蔵寺から「門中」に命じ、今後も「法流相続」することを求めている。少なくとも慶長期に正智院と地蔵寺とが、景義を媒介にその関係を再強化させていたことが確認できよう。こうした両寺の相承関係の強化を前提として、蓬庵による法流判物が発給されていたのである(54)。

(2) 法流判物の意義

地蔵寺には、ほぼ同内容の法流判物がこれを含め全九点残されている(表4)(55)。四代綱通・六代宗員そして幕末期のものが無いが、藩主が交替することに繰り返し判物が発給されている。とくに七代宗英以降は、藩主の初帰国から半年

表4 地蔵寺門徒の正智院法流認定判物

| | 発給者 | 年代 | 西暦 | 初帰国 | 文書番号 |
|---|------------|-----------|------|----------|-----------|
| 1 | 蓬庵(2代忠英後見) | (元和) | | - | K4-5-12-1 |
| 2 | 3代光隆 | 承応3.8.12 | 1654 | 承応元.8.19 | K4-5-1 |
| 3 | 5代綱矩 | 天和3.9.18* | 1683 | 延宝8.5.22 | K4-5-7-1 |
| 4 | 7代宗英 | 元文3.11.17 | 1738 | 元文3.4.26 | K4-5-15-1 |
| 5 | 8代宗鎮 | 元文5.10.19 | 1740 | 元文5.5.12 | K4-5-11-1 |
| 6 | 10代重喜 | 宝暦5.9.16 | 1755 | 宝暦5.5.6 | K4-5-16 |
| 7 | 11代治昭 | 安永2.11.15 | 1773 | 安永2.5.18 | K4-5-10-1 |
| 8 | 12代齊昌 | 文化11.10.朔 | 1814 | 文化11.3.晦 | K4-5-3 |
| 9 | 13代齊裕 | 弘化元.12.27 | 1844 | (不明) | K4-5-14 |

*天和3年9月は江戸在府中。

あまりの在国中に、阿波国内で、かかる法流判物が発給されることは、管見の限り地蔵寺以外では確認できず、かなり異例の対応であったと考えられる。では、こうした藩主代替時の恒常的な判物発給は、地蔵寺とその末寺、そして正智院側にとどのような意味をもっていたのだろうか。一九世紀のものになるが、次のような文書が残されている。

【史料21】[K4-6-611]

一般 太守様御代替二付、御代々正智院并当院え被下置候御判物願二、使僧聖善院被指越候、前々之通、御判物被下置候二附、当院末寺中御判物之表相心得候様申達候趣、郡御奉行所方も被仰聞候条、各右様御心得、早々順達廻詰方此方へ御返進可被成候、以上

文化十一年十月廿八日

矢武村 金剛院(印)
(以下、四四ヶ寺連印・略)

莊嚴院(印)

注目される第一の点は、判物と、末寺が判物内容を遵守することが郡奉行から地蔵寺に伝達され、それを地蔵寺が末寺に廻状で伝え、法流遵守を末寺側が再確認する機会となっていた点である(56)。第二は、高野山から使僧が、正智院(57)と地蔵寺への判物発給を藩側に求めに来徳している点である。判物発給は、後には、正智院側からの働きかけにより実現していたのである。

【史料22】[K4-1-31]

一 翰致啓達候、嚴寒之処弥御安全之由欣然之至存候、当領静謐御座候、然は貴院末寺中近年他流相統之僧被致住職衆中も有之様二伝承候、此儀は能々御改候上住職御申付御尤二存候、并檀那之内登山之御勝手次第第二外寺え被参も有之哉之様二是又相聞

候、右両様共従 太守公御代々御判物被下置明白之儀、御存知之通候得は、紛敷儀無之様二急度被仰付可然候、若 御判物之表二相違之儀御座候而は如何存候故、為其堅愚札候、恐惶不宣

極月廿二日

正智院 凌空(花押)

莊嚴院密納

一八世紀半ばに正智院の凌空が地蔵寺に出した書状である。凌空は、明和三年(一七六六)に没した高野山「左学頭凌空興雲房」である(58)。近年、地蔵寺末寺では他流を相統する住職がいること、また檀家が高野山を訪問した際に外の子院に行く場合があることを正智院側が問題視し、「太守公御代々御判物」を根拠にして、末寺の法流遵守等の徹底とその取締を地蔵寺に求めている。実際に、これに呼応して地蔵寺も末寺に触を出そうとしていた点も別に確認できる(59)。藩主による法流判物は、正智院にとって、地蔵寺末寺に対する法流遵守に関わる權威付けとしても機能していたのである。

(3) 「法流」と「寺法」

最後に、こうした法流と本末関係との連関について検討しよう。表4に見えるように、天和三年(一六八三)九月の法流判物は、五代藩主綱矩が江戸に在府する中で発給された。その際、たまたま正智院(秀伝)も江戸にいたため、正智院より江戸家老長谷川主計に判物発給を依頼し、それが実現した。翌一〇月には長谷川より国元の仕置家老賀島主水に対して、長谷川宛の正智院書状を添えて、判物発給の経緯と地蔵寺にその旨の指示を依頼した。阿波側で賀島から、正智院書状と長谷川から賀島への書状を示された地蔵寺の玉龍が、この二通の書状を「末々当院之証拠」として拝領したものが、現存している(60)。さて、この時の判物発給に際し、事前に藩側で問題となったのが、法流と末寺との区別についてであった。郡奉行西弥次郎からの問い合わせに対し地蔵寺が答えたのが、次の文書である。

【史料23】[E24-201]

御尋二付申上ル覚
一、板野郡矢武村地蔵寺之儀、高野山正智院法流二候哉と御尋被成候、如何
二も正智院法流二而御座候、從 蓬庵様其趣之 御書、正智院并当寺之三代以前之住持着全方へ被下置候、至鎮様・忠英様御両代二は正智院方へも地蔵寺へも 御書不被成下候、光隆様御代二正智院并当寺先住看昇方へ御書被下置候、右 御書御両通共写仕指上申候

一、地蔵寺儀、正智院末寺と申義にてハ全無御座候、御両殿様御書面之通、法流と申迄にて御座候、万一正智院当院を末寺と被心得候へハ、拙僧ハ不申及、当寺之末寺五拾ヶ寺ニ及出家共、別而迷惑仕候

一、末寺と法流と差別在之哉と御尋被成候、末寺と申候ハ、惣而寺法之儀、本寺之以了簡執行仕候、法流と申候ハ先徳実賢一流を正智院方へ傳授仕迄二御座候、於寺法之義ニは只今迄正智院指図を請申事少も無御座候、以上

(一六八三)
天和三年亥ノ閏五月廿三日

西弥次郎殿

矢武村 地蔵寺

地蔵寺が正智院法流であり、それは蓬庵法流判物や、三代の光隆判物（正智院宛と地蔵寺宛の両方あり）で認められてきたこと（一条目）、地蔵寺は正智院の末寺ではなく、あくまで法流にすぎないことを述べている（二条目）。注目されるのは、末寺と法流の違いを述べた三条目である。地蔵寺によれば、末寺とは、「寺法」について本寺の判断により寺務を行うことであり、法流とは、三宝院流実賢方を正智院から伝授することだとしている。つまり、本末関係は「寺法」（寺院組織の秩序）のこと、法流は個人による師資相承のこと、という区別が存在していた。逆にいえば、地蔵寺と末寺との関係の特徴は、寺法と法流の両側面が区別されつつ、重層的に展開したことにあったといえよう⁽⁶⁾。

したがって地蔵寺は、寺院組織としては、中央寺院を本寺としない無本寺として、末寺を従属させた本末関係を成り立たせ、師資相承（および修学組織）の法流としては、高野山正智院―地蔵寺―地蔵寺末寺という関係を結びながら存立していたといえよう。こうして地蔵寺は、蓬庵からの二つの判物を梃子に、本末関係を一七世紀初頭に端緒的に成立させ、その後一七世紀後半にかけて段階的に本末関係を完成させていったのである。

おわりに

以上の分析をもとに、〈寺院本末帳に載る無本寺寺院〉地蔵寺における本末関係の形成過程を仮説的に提示しよう。

- ①地蔵寺が中世段階に板野郡全域を網羅する本末関係をもっていたかどうかは不明だが、少なくとも一五世紀には高野山との法流関係を保ちつつ、複数の子院と談議所（学問所）を持つ、吉野川デルタ地域の中核的な寺院の一つであった。
- ②一方、戦国期の混乱、あるいは蜂須賀入国後において、戦国期の拠点勝瑞に存

在したとされる持明院などの有力寺院が徳島城下・寺町へ移転した。また、在地に残った周辺の寺院の中でも、引馬・幕、四度加行、遷宮などを行いうる寺院が、ある程度台頭・存在した。これらの諸寺院は、当寺の在地勢力等の庇護をうけつつ、のちには「下末寺」と称するような、極小の原・門首―門下関係を形成していたと推測れる。

- ③これに対し地蔵寺は、法流を根拠に、かつて地蔵寺で学んだ門下（弟子）僧（周辺有力寺院）が、引馬・馬幕、四度加行、遷宮等を地蔵寺の許しなく実践していた点を掣肘し、慶長・元和期に争論を通して、かかる有力門下の自律化の動向を排除しようとした（大聖寺一件・弥陀寺一件）。そこでは同様の利害を持つ門首寺院であり、かつ真言宗の触頭の立場にあった持明院を始めとする「寺町中」の協力・仲裁を得ながら、最終的に元和九年（一六二二）の蓬庵「定」をもって勝訴した。この蓬庵「定」に加え、直前の「衆分」単位の門中編成（実質的な末寺）を明文化したことで、地蔵寺は門下に対する支配を強固にした（地域的な門首―門下関係）を確立させた。これが、地蔵寺における近世的な本末関係の端緒的成立である。

- ④一七世紀中頃以降、地蔵寺は「衆分」筆頭寺院との争論を重ねていく。承応元年（一六五二）の新居衆分の筆頭・密厳寺との一件では、衆分内寺院の檀家の引馬・幕を密厳寺が取り込んだと藩に訴えた。また延宝三ノ九年（一六七五）八一）に北島衆分の筆頭・能満寺が、他の衆分を「下末寺」と捉えたことを訴えた。ともに衆分筆頭寺院が衆分内寺院を自らの末寺と捉える自立化の動向を、地蔵寺が掣肘したもので、蓬庵「定」を根拠に地蔵寺が勝訴した。衆分内の寺院格差を解消し、地蔵寺の下に一律に末寺化する動向が強まった。

- ⑤一方、これと前後して寛文五年（一六六五）「諸宗寺院法度」が出されると、地蔵寺は高野山からの下知状と共にこれを門下の寺々に伝達し、各末寺から「本寺地蔵寺」に対して請状を提出させた（「本寺」の初見）。この請状を取るプロセスそのものが、地蔵寺との関係を本寺―末寺関係へと定着させる一つの契機となった。さらに、天和三年（一六八三）におきた三好郡滝寺末寺一件後、藩は各本寺に対し、①出家相應の身持・法会の遵守、②修行・掃除の励行、③門首門下の秩序維持について、各「末寺中」に申し付けることを命じた。その際、地蔵寺は「末寺中」に一紙に連署させ、請書を提出させた。こうして「衆分」単位は排され、門下を直接「末寺」「末寺中」として二元的に位置づけられた。一七世紀後半に、仁和寺や大覚寺との本末関係を結ぶ寺院が増える中、地蔵寺は無本寺のまま、四五ヶ寺を末寺として抱える（地域的な本末関係）を

完成させるに至ったのである。

こうして、地蔵寺の本末関係は、二つの段階を経て完成した。すなわち、i 慶長・元和期の争論に対して蓬庵「定」を獲得し、(地域的な門首―門下関係)として実質的な本末関係を、衆分単位に、端的に確立した段階と、ii 衆分寺院と同時並行で、寛文五年諸宗寺院法度とその遵守強化を図る天和期の藩の動向をふまえ、一律に、名実ともに(地域的な本寺―末寺関係)を完成させた段階である。

争論や蓬庵「定」に依拠しながら、門下寺院の自律化動向を排することで本末関係を形成させていったという点では、一七世紀を通じて一貫した動向であった。ただし、ここで留意したいのは、二つの段階の違いである。i では、法流を基礎とした門首―門下という僧侶個人間の関係が同時に寺院間の関係として、法流と寺院とが則目的に一体のものとして存在し、これが地蔵寺の「門中」を構成する重要な原理となっていた。これに対し、ii の本末関係の完成段階になると、法流と寺院組織(「寺法」・本末関係)とは、関連を持ちつつも原理的には意識的に区別されていく傾向にあった。法流としては、高野山正智院との関係を重視し、一方で本末関係としては、無本寺の地蔵寺が自らを頂点とする(地域的な本末関係)を維持するという、複層的な関係を構築したのである。

残された課題は多い。第一は、地蔵寺を中心とした(地域的な本末関係)のその後の展開である。地蔵寺文書を見る限り、地蔵寺と末寺との直接的な争論は沈静化する一方で、地蔵寺と末寺の檀家組織との間で、住持任命をめぐる争論が一七世紀後半から頻発化している。さらに、一九世紀には末寺の後住決定について、地蔵寺はその情報を掌握し藩に報告するなど、形式的には本寺としての認定を果たし続けるが、実際には、末寺住職の意向がある程度確保される形に変容している⁶²⁾。こうした変化が、いかにして生まれたのかも含め検討する必要がある。

第二は、地蔵寺以外の(寺院本末帳に載る無本寺寺院)の事例検討である。地蔵寺の場合は、元和期に蓬庵「定」や法流判物を獲得できたという特徴を有していた。したがって、こうした判物類を有さずに形成された無本寺寺院の事例を発掘することで、無本寺に共通する動向と、地蔵寺の本末関係の特徴をさらにあぶり出すべきだろう。そのことは、中央寺院と本末関係を持つとする寺院との比較の上でも重要な課題である。

第三は「寺町中」の実態である。慶長・元和期のように「寺町中」が仲裁するあり方は、その後必ずしも普遍的とはいえない。第三章でふれたように、一七世紀後半の寺院間争論では、慶長・元和期のように、寺院集団法に藩が委ねる形態ではなく、裁許奉行の判断が基本となった。これは、万治二年(一六五九)の地

方支配機構の整備に伴って設置された(国奉行の系譜を引く)裁許奉行⁶³⁾が、寺院間争論の裁許を担うようになった結果である。少なくとも表面上は、「寺町中」による判断は顕在化しなくなるのである。そうした中で、水面下で「寺町中」の寺院が何らかの役割を果たしていたのかどうか、慎重な検討が必要である。そのために、藩と「寺町中」との関係、とりわけ持明院が真言宗寺院において果たした国触頭の役割の実態解明が求められよう。現存しない寺院の実態解明は困難が予想されるが、周辺寺院に残された複数の文書群から、これを復元していくことが課題である。

註

(1) 大石雅章「阿波真言宗寺院の本末組織形成の特質」(高橋啓先生退官記念論集編集委員会編『高橋啓先生退官記念論集地域社会史への試み』原田出版印刷、二〇〇四年)。

(2) 大石氏は、中央寺院との本末関係が形成される背景には、当該期に大覚寺や仁和寺などの中央寺院側が寺院再興のための末寺形成運動を展開していたこと、一方、両寺が法印・権大僧都の補任権限をもつことから、地方寺院側も中央寺院からの官位免許に求めていく動向があったことを指摘している。あわせて、本末関係がなくても官位契約を結ぶ無本寺の事例も紹介している。なお、氏の研究に示唆をうけ、拙稿「近世願勝寺の本末関係について」(『阿波学会紀要』五五、二〇〇九年)では、一七世紀後半に仁和寺末となった美馬郡里村の願勝寺とその地域における本末関係の特徴を論じた。これとは別に、阿波の本末関係を論じた成果として、松永友和「四国遍路札所寺院の本末争論関係資料について―雲辺寺所蔵文書の紹介と翻刻―」(『徳島県立博物館研究報告』二六、二〇一六年三月)がある。

(3) 寛政三年(一七九二)「阿波国古義真言宗本末帳」で末寺を持つ無本寺寺院は次の通りである(寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成 上』雄山閣出版、一九九九年)。海部郡六喰浦大日寺(末寺五)、同郡牟岐浦満徳寺(末寺五)、麻植郡川島町長楽寺(末寺二)、名東郡上佐那河内村長願寺(末寺二)、阿波郡伊沢村明王院(末寺一一)、美馬郡岩倉村真楽寺(末寺一)、板野郡大寺村宝厳寺(末寺一)、同郡大谷村東林院(末寺一〇)、那賀郡椿泊福蔵寺(末寺二)、同郡富岡荘正福寺(末寺二三)、同郡立善寺村隆禪寺(寺家一・末寺一二)、同郡太龍寺(寺家七・末寺八・支配三)、同郡赤池村西光

- (4) 朴澤直秀「在地社会の僧侶集団」(吉田伸之編『身分的周縁と近世社会6 寺社をささえる人びと』吉川弘文館、二〇〇七年、のち「仏教集団の組織と構造―地域社会と僧侶集団―」と改題のうえ朴澤「近世仏教の制度と情報」吉川弘文館、二〇一五年所収)、朴澤直秀「近世の仏教」(『岩波講座日本歴史11近世2』岩波書店、二〇一四年)。また、上野大輔「近世仏教集団の領域的編成と対幕藩交渉」『日本史研究』六四二、二〇一六年二月。
- (5) 高埜利彦「近世日本の国家権力と宗教」(東京大学出版会、一九八九年)。
- (6) なお、朴澤氏は「本末帳に載らない『無本寺』寺院―摂津国八部郡・再度山大龍山―」(塚田孝・吉田伸之編『身分的周縁と地域社会』山川出版社、2013年、のち前掲朴澤『近世仏教の制度と情報』)の中で、無本寺には「寺院本末帳に載る無本寺寺院」と「同帳に載らない無本寺寺院」とが存在することを指摘し、後者の例として摂津国八部郡再度山大龍山について分析を加えている。前者についての具体的検討はないが、①由緒に基づく特権的な寺格として、本寺を持たない「無本寺」として格づけられ、②本寺に位置づけられていないものの寺院本末帳に登載され、③触頭等にその存在が把握され、④当該の住持僧侶は一定の修学に基づいた寺相応の資格を確保する必要があった点を想定している。地蔵寺は、まさに「寺院本末帳に載る無本寺寺院」であり、その具体的な事例分析という意味合いを本稿には込めている。
- (7) 一九三八年(昭和一二)五月に「大日本史料編纂参考」のため、東京大学史料編纂所が地蔵寺文書中の二八点を借用し影写本を作成している(地蔵寺文書K4-5-6、以下[K4-5-6]のように略記する)。
- (8) 『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書12「無尽山莊院地蔵寺」(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一九年)。以下、『報告書』と略す。
- (9) 筆者は既に、吉田伸之氏や塚田孝氏による寺院社会論の方法(吉田「都市民衆世界の歴史的位相―江戸・浅草寺地域を例として」初出一九九七年、同『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年所収、塚田「近世・寺院社会の地域史」『歴史評論』六一八、二〇〇一年三月)に学びながら、地蔵寺を取り巻く社会関係を明らかにしている(拙稿「地蔵寺の古文書」前掲『報告書』第七章第一節、および拙稿「近世の札所と四国遍路―五番札所地蔵寺―」塚田孝編『新大系日本史8 社会集団史』山川出版社、二〇二二年)。本稿では、こうした社会関係の一つとして、地域における近世的な本末関係の形成過程に焦点化して分析を進める。
- (10) 長谷川賢二「古代・中世」(前掲『調査書』第三章第一節一項)。
- (11) 天正一七年一〇月二六日「検地張移」[E25-126-31]。
- (12) 慶長一五年三月二五日「至鎮寺領判物」[K4-4-11]。嘉永四年(一八五二)に徳島藩士中山茂純によつて編纂された「阿淡年表秘録」(徳島県史料第一巻「阿淡年表秘録」)によれば、初代藩主至鎮が御鷹野のため板野郡に出かけた際、地蔵寺へ「御腰掛」し、什物である螺貝と錫杖持ち帰り、以後馬印に錫杖を付けたという逸話が伝えられている。なお、この寺領とは別に、慶長七年(一六〇二)に蓬庵(蜂須賀家政)より近隣の坂西郡中窪・下庄村の一部高一〇石が地蔵寺に寄進されている(慶長七年三月二日「家政黒印状」[K4-5-8])。
- (13) 『四国遍路記集』(伊予史談会及書第三集)伊予史談会、一九八一年)、および小松勝記「四國邊路日記并四國順拜大繪圖」(岩本寺、二〇一〇年)。
- (14) 前掲「阿淡年表秘録」(『徳島県史料第一巻』慶長七年の項)には、「当寺ハ四国無双之伽藍ニ而有シガ、度々兵火に炎上、宝塔・山門・十二坊基礎斗残ト言」とある。
- (15) 前掲『四国遍路記集』。
- (16) ただし、地蔵寺から南への約二キロメートルの吉野川左岸に位置する名西郡佐藤須加村(現板野郡上板町佐藤塚)にのみ檀家を有している。これは、もともと佐藤須加村宝福寺の檀家であったが、一六三〇年代の吉野川の洪水により、宝福寺を始め檀家の家々が川成となった。そのため宝福寺の僧侶は第十村平蔵寺に移り檀家もいったんは平蔵寺預かりとなった。しかし、檀家二〇軒余は、寛永二年(一六二五)に新田開発された矢倉野村に移住し、新寺として真楽寺を建て、(地蔵寺に断りなく)その檀家となったため、寛文元年(一六六一)から同二年にかけて地蔵寺と争論になった(寛文元年一月晦日「申上事」[K4-6-104]、同二年五月二日「矢倉野村百姓返答書」[E25-176])。争論後、宝福寺は禅宗に改宗し、城下助任町の興源寺の末寺になったと伝えられている(年不詳「末寺来歴書上」[K4-16-33])。事実、天和三年(一六八三)段階の地蔵寺末寺には見えず、寛政三年「古義真言宗本末帳」では廃絶した地蔵寺末寺の一つとなっている。争論ではおそらく地

- 蔵寺が敗訴したのであろう。結局、矢倉野村に移住せずに佐藤須加村に残った檀家が、地藏寺の檀家となったと考えられる。
- (17) 高野山は地藏寺の本寺ではないが、こうした触を伝達している。ただし高野山から直接触れられたのか、城下寺町の持明院を介して触れられたのかといったルートは不明である。
- (18) 駅路寺制は、慶長三年（一五九八）六月、蜂須賀家政が阿波国内の真言寺院八ヶ寺に寺領一〇石を与え、往還する旅人に便宜を図るように命じた制度で、この八ヶ寺を駅路寺とよぶ（衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』一六、二〇〇九年）。
- (19) なお、年不詳「覚」[E25-50-9]には、「一、四方卒塔婆四拾九院書申事、門下へ不免事」という箇条が追加されている。卒塔婆・四十九院（墓周囲の玉垣）を書くことは、門下には許可しない、というもので、ここでも門首の特権が明記されている。
- (20) 名西郡の大半は吉野川の南岸に位置するが、佐藤須賀・六条・高瀬・瀬部村と同様、高磯村も名西郡でありながら吉野川北岸に位置する村々の一つである。
- (21) 註(16)参照。
- (22) 『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）二四一頁。
- (23) 慶長一五年（一六一〇）八月作成の「無尽山莊嚴院地藏寺相承代数」によれば、天文一八年（一五四九）八月一日に死去している[IK4-1-2-8]。
- (24) 一八世紀前半（宝永三年から正徳三年）に、高野山衆議中から持明院に対し、「真言之法式」について徳島藩領である阿波・淡路両国に触れ、各寺院から請印をとって「本山」（高野山）に提出するように指示があった。これを受け持明院は、町奉行を介して各郡奉行にあてて「郷中真言寺々」に廻達することを願ひ出ている。大北郡奉行栗田仁右衛門は、実際に真言寺院に対し、請印を記すこと、末寺は本寺に呼び寄せて印形させることを、城下に近い吉成村瑞川院から廻達している。廻状の宛先は、末寺を持つ「本寺中」と末寺を持たない「一寺」となっていた（年不詳一二月二一日「覚」[IK4-6-48-12]）。
- (25) 『阿波志 卷之二 城府』（徳島市立徳島城博物館所蔵）。寺領については寛永一八年（一六四一）「忠英様御代両国内寺領社領在郷侍鷹師大工御支配帳」（国文学研究資料館所蔵「蜂須賀家文書」27A1-497）、本末関係については註(3)寛政三年（一七九一）「阿波国古義真言宗本末帳」、「廻り手形」
- については武田和昭「明暦四年の四国辺路廻り手形」（武田『四国辺路の形成過程』岩田書院、二〇一二年所収）を参照。
- (26) 「一、姥御前村 久国寺 右は森貞右衛門殿五堂寺共二建立被成、只今道心御付置香花取り居申候、代々井之内村弥陀寺諸事支配、堂建立之節棟札相調申趣二御座候、右弥陀寺ハ地藏寺末寺にて御座候」（一八世紀前半カ[IK4-16-64]、[IK4-6-72]も関連あり）。
- (27) 森・桜木の立場は不明であるが、調停手続の有り様から考えて、森左太右衛門家臣であろうか。
- (28) 直後の元和六年二月二六日に初代藩主至鎮が死去し、一切の訴訟がいったん休止したことが影響した可能性も残る。
- (29) 太田彦兵衛の職名は不明である。『蜂須賀家臣団家譜史料データベース』（徳島大学附属図書館 <https://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>、二〇二二年八月三二日閲覧）「太田源右衛門」項によれば、蜂須賀正勝に取り立てられ、関ヶ原の戦い直前に蓬庵から至鎮への使者として下野に下り、その際、家康より羽織を拝領したという。その後、武士弥兵衛信勝の子で既に蓬庵の下で奉公していた忠助を養子とした。忠助は、三宅正浩「近世初期大名隠居政治考―蜂須賀蓬庵の場合―」（『歴史評論』七〇五、二〇〇九年一月、のち三宅「近世大名家の政治秩序」校倉書房、二〇一四年所収、七七頁）によれば、蓬庵の隠居付家臣であった。なお忠助は、のちに実家の武士常三の名跡相続を命じられている。
- (30) 根津寿夫氏が紹介する「五ヶ寺勤方其外之儀持明院へ相尋事」（徳島県立図書館所蔵「藩署記聞 乾」、平井松午・根津寿夫編『絵図図録第二集 徳島城下とその周辺』徳島市立徳島城博物館、二〇〇一年所収）によれば、寺町の真言宗寺院である持明院・春日寺・安住寺・願成寺・源久寺は、①徳島城内で正月に三日間の護摩修行を行い、②正・五・九月には城内の護摩堂で仁王経修行と大般若経誦誦を実施した（大般若若は他の一五ヶ寺と合同）。③あわせて持明院だけは正・五・九月に護摩堂での護摩修行を一人で実施している。④では布施米として持明院に三石、四ヶ寺に五斗が、⑤では持明院に米四石五斗、春日寺に三石、残り三ヶ寺に一石五斗がそれぞれ与えられている。根津氏も指摘するように、寺町中とりわけ持明院は、城内における呪術関係の中心的存在でもあったのである。
- (31) もちろん、「寺町中」の決定に藩がまったく関与しないわけではなく、藩側の加島勘右衛門下代・太田彦兵衛下代も立ち会ったこと[E25-151-38]。

- (32) 前掲三宅正浩「近世初期大名家隠居政治考―蜂須賀蓬庵の場合」。
- (33) 筆致から考えて、花押も含め、一七世紀中の写と考えられる。
- (34) 地藏寺の花押は、寛文一三年(一六七三)に没した宥昇やすのぼるのものである。宛名の三名はいずれも禄高一〇〇〇石で中老格で、このうち、林大学は二代が寛永四年(一六二七)相続・慶安二年(一六四九)没、三代は同年相続・享保元年(一七一六)没である。蜂須賀一学は三代が正保三年(一六四六)相続・寛文六年(一六六六)没、四代が同年相続・元禄五年(一六九二)没である。一方、野々村左門の生没年は不明ながら、家政入国以前からの家臣であるため、一七世紀前半と考えられよう。となると正保三年以後・慶安二年以前の子年にあたる慶安元年が該当すると考えられる。三人は国奉行に相当する。何らかの本末関係の争論に関わって作成されたものと考えられるが、詳細は不明である。
- (35) 註(3)参照。
- (36) 現在も大法会を結衆単位で行っている。衆分がこれに直結するかどうか、今後丁寧に検討する必要があるが、現在の結衆の歴史的源流に位置づく可能性が高いと考えられる。
- (37) 『密教大辞典』(法蔵館、一九三二年)によれば、衆分とは、高野山学侶の一法騰階級ほつたうをさし、剃髪・染衣して一七―二歳で学問のため高野山に登り、由緒の寺に寓居して、学侶とともに学業に励み、論議を勤める僧をさすという。これをふまえれば、地域における「衆分」とは、法流を継承する僧侶を輩出する上で、重要な地域単位でもあった可能性がある。地藏寺および地藏寺末の僧侶の修行過程を知る史料は少なく、後年の事例ではあるが、高野山の「釈迦門院先師行状録」には、三一六葉の寺務検校を務めた龍剛の行状記が参考になる(『統真言宗全書第三五』(諸院家析負輯)統真言宗全書刊行会、一九七三年、五一三―五一四頁、既に庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』(朱鷺書房、二〇〇四年の紹介あり)。彼は阿波徳島城下の蜂須賀家家臣坂東家に生まれ、一一歳で故郷を去り、地藏寺末潮明寺(板野郡土佐泊浦)龍眞上人の手により剃髪し入寺した。一四歳の時に四度加行を勤修し、さらに地藏寺普雄上人のもとで伝法灌頂を受得したのち、若くして高野山に入嶺している。元文四年(一七三九)に高野山理性院住職となり、寛保年間には本山惣代として上京し禁裏(一条家)や御室仁和寺等に年頭札に廻っている。延享四年(一七四七)に釈迦門院に移り宝暦七年(一七五七)には江戸の碩学職に昇進、同年一年には前年に死去した九代將軍家重のため増上寺で納経を勤修している。明和三年(一七六六)には凌空上綱の遺願により宝門主職を継ぎ、さらに京都山科安祥寺門跡を兼帯し、その先例となった。七十七歳となった安永六年(一七七七)に高野山に戻り「檢校執行法印大和尚位」についた。三年後に檢校職を退き、釈迦門院に再歸し、天明八年(一七八八)一月に死去している。阿波国出身で高野山檢校職にまで上り詰めた高僧の事例であるが、地藏寺の末寺では剃髪・四度加行は可能であるが、伝法灌頂はその本寺である地藏寺だからこそ可能であったこと、そして地藏寺と高野山は本末関係にはなかったが、僧侶の関係は濃密に展開していたことがうかがえる。当該期の地藏寺末には「衆分」こそ史料的には確認できないが、高野山衆分を輩出する基盤としての形態は、その後も継続していたと考えられよう。詳しくは今後の課題としたい。
- (38) こうした地域ごとの「衆分」という単位は、中世末に遡る可能性がある。
- (39) 『阿波国徴古雜抄』(日本歴史地理学会、一九一三年)六九二―七一五頁。
- (40) 徳島藩では、寛永一七年(一七四〇)に国奉行の下に郡奉行が設置されていた(高橋啓「近世藩領社会の展開」溪水社、二〇〇〇年、二九頁)。
- (41) この一件を裁定する密厳寺と証人北新居村政所・南新居村政所ら五名は、寺町の持明院・春日寺・願成寺を介して地藏寺に詫びを提出している(KK4-13)。争論裁定が郡奉行管轄下となった一七世紀半ばのこの段階でも、「寺町中」が寺院間争論における仲裁機能を果たしていたことがうかがえる。
- (42) 地藏寺側の訴願書に相当する承応元年(一六五二)一月二四日「仕上書物之事」[KK4-6-96]には、「先年名西郡之内井ノ内村弥陀寺加様之出入申、元和九年之暮ニ蓬庵公様之御耳ニ立、地藏寺門下分不殘御殿中ニ被召寄、於連座被遊御吟味候而、弥々先規之通ニ被仰付、御法度書被下候、其御穿鑿之刻、地藏寺門下ニ無紛由密厳寺并新居衆分不殘連判仕指上候而御座候、又於所々一藪と申シ門下首御座候、密厳寺も新居衆分之頭ニ而御座候、此頭分蓬庵公様へ指上ケ申書物仕、福田四郎兵衛殿迄指上ケ被掛御目候ヲ、則地藏寺へ被下御座候」とある。
- (43) 安楽院も地藏寺末寺(北島衆分)の一つである。この一件以前の安楽院は無住の時期が長く、一一年前(寛文四年・一六六四)に讃州瀧東院弟子を高房村庄屋の肝煎で入院させ、八年間住持を務めさせてきていた。しかしその後三年間は無住となっていた。そこで能満寺が兼帯同様に安楽院に関与してきていたという(延宝三年(一六七五)四月八日「前欠、安楽院および旦那頭分よりの返答書」[E25-144-35])。

- (44) 延宝九年(一六八一)三月一六日「覚」(光福寺・光蓮寺・円通寺あり)〔K4-1-17〕、同日「覚」(安楽院あり)〔K4-1-2-5〕。
- (45) 延宝五年(一六七七)九月晦日「御吟味ニ付申上ル覚」〔E25-115-2-6〕。
- (46) 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)一七四。周知のように、家綱朱印状である「定」九ヶ条と、老中連署の「条々」五ヶ条からなる。とくに前者では、諸宗法式の遵守(一条目)、法式を乱す僧侶を寺院住持とすることの禁止(二条目)について、三条目に「一、本末之規式不可乱之、縦雖為本寺、対末寺、不可有理不尽之沙汰事」とある。
- (47) 高埜利彦「一七世紀後半の日本―社会と文化―」(初出二〇〇三年、高埜『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年所収)。
- (48) 末寺数が三ヶ寺と少ないが、板野郡内に限定されている点のほかに理由は不明である。
- (49) 天和三年(一六八三)八月二日「覚」〔K4-6-75〕。
- (50) 勝浦郡の鶴林寺では、元禄三年(一六九〇)に「鶴林寺出家・門中諸法度」が作成され、六寺家・一五末寺が連署して鶴林寺に提出している(「本坊」4)『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書5霊鷲山宝珠院鶴林寺(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一四年)。
- (51) 正智院は高野山を代表する学侶方院家の一つで、山内学僧の養成所(法談所)として枢要の地位にあり、歴代院主は高野山の左学頭となっていた(山本信吉編『高野山正智院経蔵史料集成一正智院文書』吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (52) 前掲長谷川賢二「古代・中世」『報告書』。
- (53) 『続真言宗全書第三十四』続真言宗全書刊行会、一九七六年、のち復刻版・高野山大学出版部、二〇〇八年、二九頁。一七世紀後半に地蔵寺玉龍が記した伝承によれば、景義は地蔵寺がある矢武村桑内出身で、地蔵寺の宥信法印の弟子であったとこう(「正地法流」〔E24-20〕)。
- (54) 蓬庵の法流判物以前に、初代藩主至鎮が正智院に対して、次の判物(写、〔K4-1-2-1〕)を発給していたと、のちに地蔵寺は主張している。
当国地蔵寺門徒之儀、高野山正智院為法流之由緒上は、自今以後如先キ被任御覚悟、諸式可有御指南候、恐惶謹言
慶長二十一年十一月十七日
正智院 御同宿中
蜂須賀阿波守 至鎮御在判
- (55) ただし、宝暦五年(一七五五)以降の文面では「当国板野郡地蔵寺門徒之儀、高野山正智院法流之事候、然上は如先例何も無異儀相心得候様可申達者也」と略記されている。
- (56) 他に地蔵寺から末寺への法流遵守を求める廻状としては、安永二年(一七七三)「正智院法流判物遵守すべき旨の廻状」〔E24-5〕が残る。
- (57) 一三代斉裕から判物が発給された際にも、地蔵寺は末寺四五ヶ寺に対して判物遵守の廻状を出している(弘化二年(一八四五)正月「判物発給につき廻状」〔K4-1-9〕)。
- (58) 『続真言宗全書第三十四』続真言宗全書刊行会、一九七六年、のち復刻版・高野山大学出版部、二〇〇八年)三一頁。
- (59) (元文三)午十一月二五日「申上ル覚」〔E25-105〕、同「御尋ニ付申上覚」〔K4-15-14-2〕。
- (60) (天和三年(一六八三)九月一日)「(正智院より長谷川主計あて書状)」〔K4-1-8-6〕(同年一〇月二六日)「(長谷川主計より賀島主水あて書状)」〔K4-1-25〕。
- (61) 幕末期に地蔵寺は、正智院に対して、毎年正月に書状と金子百疋を送付し、また莊嚴院住職が死去した際にも報告をしている(「公私雑記」〔F3-12〕)。
- (62) 拙稿「極楽寺の歴史」(『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書17日照山無量寿院極楽寺)徳島県、二〇二一年、第三章第一節)。
- (63) 三宅正浩「近世蜂須賀家における家老政治の成立と展開」前掲三宅『近世大名家の政治秩序』第四章、一六二〜一六四頁。

付記

地蔵寺文書の調査・利用に際し、所蔵者である地蔵寺の岡本慈勝住職より、格別のご配慮を賜った。心よりお礼申し上げます。また、慶長・元和期の史料翻刻・読解について、徳島市立徳島城博物館学芸員・森脇崇文氏より多大なるご教示を賜った。記して感謝申し上げます。なお本稿は、JSPS科研費17K02778およびJSPS20H01309の助成をうけたものである。

The Formation of Main Temple-Subordinate Temple Relationships in Shingon Buddhist Temples in Early Modern Awa Domain

MACHIDA Tetsu

Although Shōgonin-Jizō Temple (The Fifth Site on Shikoku's 88-Temple Pilgrimage Route) was under the authority of the Kōyasan Temple Organization, it was independent in the sense that it lacked a specific main temple to which it was directly subordinate. By the end of the eighteenth century, it had become one of Awa Province's most influential Shingon Buddhist temples, with 45 sub-temples under its authority. This article seeks to elucidate the process whereby local main temple-subordinate temple relationships were formed in the seventeenth century.

During the early seventeenth century, Jizō Temple established authority over its sub-temples through the propagation of a specific set of Buddhist teachings, ultimately securing, as customary privilege, the right to appoint sub-temple head priests and collect monetary offerings from temple parishioners at the time of funerals. These rights, however, ultimately led to a dispute between Jizō Temple and its sub-temples, which attempted to gain their independence. In Genna 9 (1623), Jizō Temple secured victory in the dispute after receiving an official declaration from Hōan, guardian of the second lord of Awa Domain, Hachisuka Tadateru. At the same time, it successfully established control over its sub-temples, which were organized into groups known as shūbun. Also, during approximately the same period, Jizō Temple obtained a sealed declaration from Hōan, which granted the Temple official permission to disseminate the Buddhist teachings of Kōyasan's Shōmoin Temple.

By obtaining an official declaration from Hōan, Jizō Temple was, from the Genna period onward, able to quash efforts on the part of its sub-temples to obtain independence. Following the promulgation of the Kanbun 5 (1665) "Laws for Temples of the Various Buddhist Sects," Jizō Temple was at last able to formally establish itself as a "main temple" and, during the second half of the seventeenth century, to assert unitary control over all of its subordinates, which were formally classified as "sub-temples."

By securing an official declaration from Hōan and a sealed proclamation guaranteeing it the right to spread the Buddhist teachings of Shōmoin Temple, Jizō Temple succeeded in establishing a direct connection, via the medium of Buddhist instruction, with Shōmoin Temple, which it then transmitted to its sub-temples. By doing so, Jizō succeeded in asserting authority over local sub-temples, despite the fact that it lacked direct affiliation with a major central temple authority.